

## 中国独占禁止法新旧草案と法律の条文対照表——JICA 中国経済法企業法整備プロジェクト——独占禁止法におけるトピックスを中心に

第三回独占禁止法研究会 (2006.2.28)		中国独占禁止法新旧草案と法律の条文対照表——JICA 中国経済法企業法整備プロジェクト——独占禁止法におけるトピックスを中心に	
テーマ：日本独占禁止法改正の意義——岩成博夫室長「改正独占禁止法について」 不公正な取引方法について——酒井草平「不公正な取引方法について」 独占禁止法の執行と違反事業者の法的責任——村上政博教授「独占禁止法の執行と違反事業者の法的責任」			
第三回独占禁止法研究会のトピックス	独占禁止法意見募集稿 (旧草案) の関連条文	独占禁止法草案 (新草案) の関連条文	独占禁止法の関連条文
① 課徴金減免制度	<u>関連条文がない。</u>	第 45 条第 2 項 事業者が独占禁止法執行機関に対して、自己のした独占的協定に関する事情を自発的に報告し、かつ重要な証拠を提供した場合、独占禁止法執行機関は、情状を斟酌して、当該事業者への制裁を減軽又は免除することができる。 <u>(新草案はこの条文を追加)</u>	第 46 条第 2 項 事業者が独占禁止法執行機関に対して、自己のした独占的協定に関する事情を自発的に報告し、かつ重要な証拠を提供した場合、独占禁止法執行機関は、情状を斟酌して、当該事業者への制裁を減軽又は免除することができる。
② 罰則	第 46 条 (独占的協定に対する罰則) 本法の関連規定に違反する独占的協定が行われている場合、独占禁止法執行機関は当該事業者に対して違法行為の停止を命令し、当該独占協定を無効と宣言しなければならず、また、10 万人民币以上、1000 万人民币以下、若しくは、関連市場における前年度の取	第 45 条 事業者が本法の規定に違反して独占的協定を行い、且つこれを実施した場合、独占禁止法執行機関は、当該事業者に対して、違法行為の停止を命令し、前年度の売上額の 1% 以上 10% 以下の制裁金を課し、かつ、違法所得を没収する。独占的協定が実施されていない場合は、200 万人民币元以下	第 46 条 事業者が本法の規定に違反して独占的協定を行い、且つこれを実施した場合、独占禁止法執行機関は、当該事業者に対して、違法行為の停止を命令し、違法所得を没収し、且つ、前年度の売上額の 1% 以上 10% 以下の制裁金を課する。独占的協定が実施されていない場合は、
			研究会における討議事項 JICA 専門家のコメント  日本が独占禁止法改正で導入した課徴金減免制度を紹介。  日本では課徴金額につき裁量権がない。広く多種多様の事案に適正な行政的制裁金を課すには、裁量権があつたほうがよい。しかし、裁量型行政的制裁金の運用は難しい。  不当利得は売上高の 2, 3 割にも及ぶ場合があるので、事案によって

<p>引高の10%を最高限度とする制裁金を賦課することができる。<u>(新草案はこの文言を削除)</u>当該行為が刑事上の犯罪に該当する場合には、これに対して刑事責任を追及する。<u>(この文言は新草案第49条に移動された。)</u></p>	<p>の制裁金を課すことができる。<u>(新草案はこの文言を追加)</u></p>	<p>50万人民元以下の制裁金を課すことができる。</p>	<p>はやり得となつてきている事態がある。裁量権ある行政制裁金を認める場合、このことを念頭におく必要がある。</p>
<p>第47条(市場支配的地位の濫用に対する罰則)本法の関連規定に違反する市場支配的地位の濫用が行われていない場合には、独占禁止主管機関は当該事業者に対して違法行為の停止を命令し、また、10万人民元以上、1000万人民元以下、若しくは、関連市場における前年度の取引高の10%を最高限度とする制裁金を賦課することができる。<u>(新草案はこの文言を削除)</u>。</p> <p>当該行為が刑事上の犯罪を構成する場合には、これに対して刑事責任を追及する。<u>(この文言は新草案第49条に移動された)</u></p>	<p>第46条 事業者が本法の規定に違反して市場支配的地位を濫用し、競争を排除または制限した場合<u>(法律はこの文言を削除)</u>、独占禁止法執行機関は当該事業者に対して、違法行為の停止を命令し、前年度の売上額の1%以上10%以下の制裁金を課し、かつ、違法所得を没収する。<u>(新草案はこの文言を追加)</u></p>	<p>第47条 事業者が本法の規定に違反して市場支配的地位を濫用した場合、独占禁止法執行機関は当該事業者に対して、違法行為の停止を命令し、違法所得を没収し、前年度の売上額の1%以上10%以下の制裁金を課す。</p>	<p>新たに競争法制を整備するに当たり、公正さと透明性を確保する観点からの手続き規定の整備が重要である。制裁金の水準については実際の法運用を通じ、適切な水準を随時見直すことが適当である。日本の新課徴金算定方法を紹介。国際的に見て、実際に刑事罰が課されるのはカルテルに限定される。</p>
<p>第48条(本法の規定に違反して行われる事業者結合に対する処罰)事業者が本法の関連規定に違反して、結合に</p>	<p>第47条 事業者が本法の規定に違反して結合を実行した場合、国務院の独占禁止法執行機関は、100万人民元以</p>	<p>第48条 事業者が本法の規定に違反して結合を実行した場合、国務院の独占禁止法執行機関は事業者に対する</p>	<p>企業結合に関する措置および手続きについて説明。 日本の場合、独占禁止法上の企業</p>

<p>ついて届出をせず、認可される前に結合を実行し、または条件付認可された場合、当該条件に従わない場合には、国務院独占禁止主管機関はかかる結合が無効であると宣言し、当該事業者に対してその株式の全部、または一部を処分させ、その営業の一部を譲渡させ、役職を辞任させ、または他の必要な罰則を科すことができ、10 万人民币以上、1000 万人民币以下、または関連市場における前年度の売上の 10% を最高限度とする制裁金を科すことができる。<u>(新草案はこの文言を削除)</u></p> <p>事業者が前項に規定する独占禁止主管機関によって制定された措置に違反する場合には、当該機関は、事業の解散、又は営業の停止を命ずることができ。<u>(新草案はこの文言を削除)</u></p> <p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>上 500 万人民币以下の制裁金を課さなければならず、また、事業者に対して、結合の実行の停止を命令し、または、期限を定めて株式もしくは資産を処分し、営業を譲渡し、事業者結合の前の状態を回復するために必要なその他の措置を取るよう命令するものとし、50 万人民币以下の制裁金を課すことができる。</p>	<p>して、結合の実行の停止を命令し、または、期限を定めて株式もしくは資産を処分し、営業を譲渡し、事業者結合の前の状態を回復するために必要なその他の措置を取るよう命令するものとし、50 万人民币以下の制裁金を課すことができる。</p>	<p>結合届出義務を怠った場合には同法第 91 条の 2 により 200 万円以下の刑事罰が課される。但し、事前相談が行われ、問題点が指摘された場合には見直すなり合併を断念するといった対応が行われている。</p> <p>このペナルティは反競争的な企業結合をした場合の制裁金ではなく、申告義務違反のための制裁金であることを確認。</p>
<p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>第 48 条 本法第 45 条、第 46 条、及び第 47 条の定める制裁金に關し、独占禁止法執行機関は具体的な制裁金額を確定する際、違法行為の性質、程度、及びその存続期間等の要素を考慮しなければならぬ。<u>(新草案はこの</u></p>	<p>第 49 条 本法第 46 条、第 47 条、及び第 48 条の定める制裁金に關し、独占禁止法執行機関は具体的な制裁金額を確定する際、違法行為の性質、程度、及びその存続期間等の要素を考慮しなければならぬ。</p>	<p>違反行為を行った事業者に対する金銭的不利益処分等の水準がどの程度であるべきかは、特に実際の法運用を通じ、違反事件の件数の推移、繰返し違反行為を行う事業者・業界の多寡を見た上で、適切</p>

		<p><u>条文を追加</u></p> <p>第 49 条 事業者が独占的行為を行って他人に損害を与えた場合、法に従い民事責任を負わなければならない。また、当該行為が犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及される。 <u>(法律は刑事責任に関する文言を削除)</u></p>	<p>第 50 条 事業者が独占的行為を行って他人に損害を与えた場合、法に従い民事責任を負わなければならない。</p>	<p>な水準を随時見直すことが適当であると考えられる。</p>
<p>③損害賠償責任</p>	<p>第 52 条 (損害賠償責任) 事業者が本法の規定に違反し、他人の合法的権利、利益を侵害した場合、賠償責任を負わなければならない。賠償の額は被害者が蒙った実際損失の二倍とする。被害者の損失の算定が困難な場合、賠償額は違反者の得た利益で違反に帰属せらるる額とする。被害者が調査と訴訟にかかった合理的費用については違反者がこれを負担するものとする。<u>(新草案はこの文言を削除)</u></p> <p>前項に規定した損害賠償の請求は、独占禁止主管機関により事業者の行為が独占的行為と認定された後のみ開始することができる。<u>(新草案はこの条項を削除)</u></p>	<p>第 49 条 事業者が独占的行為を行って他人に損害を与えた場合、法に従い民事責任を負わなければならない。また、当該行為が犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及される。 <u>(法律は刑事責任に関する文言を削除)</u></p>	<p>第 50 条 事業者が独占的行為を行って他人に損害を与えた場合、法に従い民事責任を負わなければならない。</p>	<p>日本独占禁止法の私的執行として ①損害賠償の請求、②差止請求について紹介。 不当利得の徴収、売上高に応じた制裁金も採りうる、別途刑事手続も採りうるというように、いわばトリプル規制となっている。 日本では不当利得を徴収する徴徴金と刑罰が二重加罰に該当すると主張がなされたことがある。 国際的に見て、実際に刑罰が課されるのはカルテルに限定される。 公正取引委員会の判断を待たなくとも民法第 709 条による請求は可能である。公正取引委員会の措置があれば、独占禁止法 25 条に基づき特別な手続きによることが可能である。 私訴がどの程度活用されるかは、文書提出命令による証拠収集権限の強弱等その国で司法制度が有効に整備されているかに係る。</p>

中国独占禁止法新旧草案と法律の条文対照表——JICA 中国経済法企業法整備プロジェクトにおけるトビックスを中心に

第四回独占禁止法研究会 (2006.8.18)

テーマ：競争政策と産業振興政策の関係について

講義①「戦後日本の独占禁止政策と産業政策の関係について——1960年代を中心として——(経済学者の立場から)」——小西唯雄教授

講義②「日本の独占禁止法の運用に現れる競争政策と産業政策との関係」

「競争政策と産業振興政策の関係についての主要な論点の整理」——酒井草平教授

第四回独占禁止法研究会のトビックス	独占禁止法意見募集稿(旧草案)の関連条文	独占禁止法草案(新草案)の関連条文	独占禁止法の関連条文	研究会における討議事項 JICA 専門家のコメント
①独占禁止政策と産業政策の関係	関連条文がない。	関連条文がない。	<p>第5条 事業者は、公平な競争及び任意の提携を通じて法に従い結合を履行し、事業規模を拡大し、市場競争力を高めることができる。</p> <p>第7条 国有経済がコントロール可能な地位を占めている、国民経済の命脈及び国の安全に関わる業種並びに法に基づき独占経営、独占販売を実施する業種について、国はその事業者の合法的な経営活動を保護するものとし、かつ事業者の経営行為並びにその商品及びサービスの価格については法に基づく監督管理及び調整を行い、消費者の利益を維持保護し、技術の進歩を促進させる。</p> <p>前項に定める業種の事業者は、法に基づ</p>	<p>戦後日本の独占禁止政策と産業政策の関係について紹介。</p> <p>戦後のある時期まで、公取委と通産省の対立が続いた。70年代の八幡・富士大型合併事件の後で、調整が重要という共通認識ができていこう、調整するようになった。中国では、すでに調整が必要という段階から始まっているのだと思う。</p>

<p>②独占禁止法の目的</p>	<p>第1条 本法は独占的行為を禁止し、市場の競争秩序を維持し、消費者の合法的な権利・利益及び社会公共利益を保護し、社会主義市場経済の健全な発展を保障するため、本法を制定する。</p>	<p>第1条 市場競争を保護し、独占的行為を防止、禁止し、経済運用の効率を高め、経営者、消費者の合法的権利・利益及び社会公共利益を保護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するため、本法を制定する。</p>	<p>いて経営し、誠実に信義を守り、厳格に自らを律し、社会公衆の監督を受けなければならず、そのコントロール可能な地位又は独占経営、独占販売の地位を利用して消費者の利益を損なってはならない。</p> <p>第1条 独占的行為を予及び禁止し、市場の公平な競争を保護し、経済運用の効率を高め、消費者の利益及び社会公共の利益を保護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するため、本法を制定する。</p>	
				<p>独占禁止法の究極目的は「もって一般消費者の利益を確保し、国民経済の民主的発展を図る」こととされている。</p>

中国独占禁止法新旧草案と法律の条文対照表——JICA 中国経済法企業法整備プロジェクト——独占禁止法におけるトピックスを中心に

第五回独占禁止法研究会 (2007.1.29)

テーマ: 「企業結合」について

「事例を題材とした企業結合審査の實務」——内田朗義 専門家

「中国の企業結合の枠組み分析」——吳漢洪教授

「企業結合規制の比較法—市場画定を中心に」——林秀弥教授

「企業結合過程における市場画定」——王先林教授

「問題解消措置の考え方と事例紹介」——五十嵐俊子 専門家

「企業結合の救済措置」——黄勇教授

「企業結合規制運用上の諸問題—経済実態をどう応えるか—」——酒井草平教授

第五回独占禁止法研究会のトピックス	独占禁止法意見募集稿 (旧草案) の関連条文	独占禁止法草案 (新草案) の関連条文	独占禁止法の関連条文	研究会における討議事項 JICA 専門家のコメント
企業結合トピックス①審査基準	<p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>第 23 条 事業者結合の審査においては、以下に掲げる要素を考慮しなければならない。</p> <p>(1) 結合に参加する事業者の関連市場における市場シェア及び市場に対する支配力</p> <p>(2) 関連市場における市場集中度</p> <p>(3) 事業者結合が関連市場における競争を排除又は制限する可能性 <u>(法律はこの条項を削除)</u></p> <p>(4) 市場へのアクセス及び技術の</p>	<p>第 27 条 事業者結合の審査においては、以下に掲げる要素を考慮しなければならない。</p> <p>(1) 結合に参加する事業者の関連市場における市場シェア及び市場に対する支配力</p> <p>(2) 関連市場における市場集中度</p> <p>(3) 市場へのアクセス及び技術の発展に対する、事業者結合の影響</p>	<p>企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針の紹介。</p> <p>企業結合における協調的行動による競争の実質的制限についての判断要素として、当事会社グループの地位及び競争者の状況、取引実態、輸入、参入、及び隣接市場からの競争圧力などが挙げられる。</p> <p>企業の迅速性を損なわないよう、市場の状況を的確に把握して、</p>

	<p>発展に対する、事業者結合の影響</p> <p>(5) 消費者及び他の関連事業者に対する、事業者結合の影響</p> <p>(6) 国民経済の発展及び社会公共の利益に対する、事業者結合の影響</p> <p>(7) 国務院独占禁止法執行機関により考慮すべきと認められたその他の要素</p>	<p>(4) 消費者及び他の関連事業者に対する、事業者結合の影響</p> <p>(5) 国民経済の発展に対する、事業者結合の影響</p> <p>(6) 国務院独占禁止法執行機関により考慮すべきと認められたその他の要素</p>	<p>真に競争侵害が生じうる場合のみ企業結合規制を発動すること。</p> <p>競争市場の範囲、結合の強度、市場への影響の判断が特に重要である。</p>
<p>第30条（結合禁止）結合が市場支配的地位を形成、又は強化する恐れがあり、<u>（新草案はこの文言を削除）</u>及び市場競争を排除または制限することとなる場合には、国務院独占禁止主管機関が当該結合を禁止する決定をしなければならない。但し、当該結合が国民経済に著しい利益をもたらし、公益に資する場合、国務院独占禁止主管機関が当該結合を許可することができ、許可決定において制限的条件を付加することができる。</p> <p>国務院独占禁止主管機関が結合禁</p>	<p>第24条 事業者結合が競争を排除又は制限する効果を有し、または有する可能性がある場合、国務院独占禁止法執行機関は、事業者結合を禁止する決定をしなければならない。但し、事業者が、事業者結合が競争条件及び競争の状況を改善し、<u>（法律はこの文言を削除）</u>、且つ、競争に対して及ぼす積極的な要素が消極的な要素を明らかに上回り、<u>（新草案はこの文言を追加）</u>又は、事業者結合が公共の利益に合致することを証明できた場合、国務院独占禁止執行機関は、結合を禁止しない旨の決定をすることができる。</p>	<p>第28条 事業者結合が競争を排除又は制限する効果を有し、または有する可能性がある場合、国務院独占禁止法執行機関は、事業者結合を禁止する決定をしなければならない。但し、事業者が、当該結合が競争に対して及ぼす積極的影響が消極的影響を明らかに上回ること、又は社会の公共利益に合致することを証明できた場合、国務院独占禁止執行機関は、結合を禁止しない旨の決定をすることができる。</p> <p>第29条 禁止されない事業者結合</p>	



<p>企業結合 トピック ②解消 措置</p>	<p>止の決定をする場合には、事業者に対して書面による通知をし、その理由を説明しなければならぬ。<u>(新草案はこの文言を削除)</u></p> <p>第31条(協議) 国務院独占禁止主管機関が結合の認可又は禁止の決定をする場合には、事前に関連業界規制機関と協議をするものとする。<u>(新草案はこの条文を削除)</u></p>	<p>国務院独占禁止執行機関が事業者結合を禁止しない場合、事業者結合について制限的な条件を付加する旨を決定することができる。</p> <p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>に対して、国務院独占禁止執行機関は、結合が競争に対して及ぼす消極的影響を減少させるための制限的な条件を付加する旨を決定することができる。</p> <p><u>関連条文がない。</u></p>	
	<p>第48条(本法の規定に違反して行われる事業者結合に対する処罰) 事業者が本法の関連規定に違反して、結合について届出をせず、認可される前に結合を実行し、または条件付認可された場合、当該条件に従わない場合には、国務院独占禁止主管機関はかかる結合が無効であると宣言し、当該事業者に対してその株式の全部、または一部を処分させ、その営業の一部を譲渡させ、役職を辞任させ、または他の必要な罰則を科すことができ、10万人民元以上、1000万人民元以下、または関連市場における前年度の売上額の10%</p>	<p>第47条 事業者が本法の規定に違反して結合を実行した場合、国務院の独占禁止執行機関は、100万人民元以上500万人民元以下の制裁金を課さなければならず、また、事業者に対して、結合の実行の停止を命令し、または、期限を定めて株式もしくは資産を処分し、営業を譲渡し、事業者結合の前の状態を回復するために必要なる他の措置を取るよう命令することができる。</p>	<p>第48条 事業者が本法の規定に違反して結合を実行した場合、国務院の独占禁止執行機関は事業者に対して、結合の実行の停止を命令し、または、期限を定めて株式もしくは資産を処分し、営業を譲渡し、事業者結合の前の状態を回復するために必要なる他の措置を取るよう命令するものとし、50万人民元以下の制裁金を課すことができる。</p>	<p>日本の企業結合における問題解消措置の事例を紹介。 問題解消措置として最も効果的なのは構造的措置であり、これには営業譲渡や株式の処分、役員兼任の取り止めなどが含まれる。</p>

	<p>を最高限度とする制裁金を科すことができる。<u>(新草案はこの文言を削除)</u></p> <p>事業者が前項に規定する独占禁止主管機関によって制定された措置に違反する場合には、当該機関は、事業の解散、又は営業の停止を命ずることができる。<u>(新草案はこの文言を削除)</u></p>			
--	--	--	--	--

中国独占禁止法新旧草案と法律の条文対照表—JICA 中国経済法企業法整備プロジェクト—独占禁止法におけるトピックスを中心に

第六回独占禁止法研究会 (2007.6.11)

テーマ：企業結合について

「企業結合ガイドラインの一部改正と企業結合規制の審査内容について」——木村友二 企業結合調査官主査

「企業結合規制に係る手続きについて」——戒能康弘 企業結合調査官主査

「企業集中規制の対象及び基準」——王為農 教授

「企業結合審査——事業支配力の集中（一般集中）が見られる分野、旧自然独占分野（電気・ガス等）、公共発注分野等の分野における留意点」——酒井淳平 教授

「独占禁止政策とその他の産業政策との衝突と調整——企業 M&A を例として」——王伝輝 教授

第六回独占禁止法研究会のトピックス	独占禁止法意見募集稿（旧草案）の関連条文	独占禁止法草案（新草案）の関連条文	独占禁止法の関連条文	研究会における討議事項 JICA 専門家のコメント
① 企業結合規制	第 48 条（本法の規定に違反して行われる事業者結合に対する処罰）事業者が本法の規定に違反して、結合について届出をせず、認可される前に結合を実行し、または条件付認可された場合、当該条件に従わない場合には、国務院独占禁止主管機関はかかる結合が無効であると宣言し、当該事業者に対してその株式の全部、または一部を処分させ、その営業の一部を譲渡させ、役職を辞任させ、または他の必要な罰則を科すことができ、10 万人民币以上、1000 万人民币以下、または関	第 47 条 事業者が本法の規定に違反して結合を実行した場合、国務院の独占禁止法執行機関は、100 万人民币以上 500 万人民币以下の制裁金を課さなければならない。また、事業者に対して、結合の実行の停止を命令し、または、期限を定めて株式もしくは資産を処分し、営業を譲渡し、事業者結合の前の状態を回復するよう命令することの他の措置を取るよう命令することができる。	第 48 条 事業者が本法の規定に違反して結合を実行した場合、国務院の独占禁止法執行機関は事業者に対して、結合の実行の停止を命令し、または、期限を定めて株式もしくは資産を処分し、営業を譲渡し、事業者結合の前の状態を回復するよう命令するものとし、50 万人民币以下の罰金を課すことができる。	日本の企業結合ガイドライン、企業結合規制に係る手続きを紹介。 中国では事後規制というところがあるが、問題がある場合に企業結合前の状態に戻すことは困難ではないか。排他的ないわば私的独占状態になっている場合には、事後企業分割も考えられるがそれは可能か。

	<p>連市場における前年度の売上の10%を最高限度とする制裁金を科すことができる。<u>(新草案はこの文言を削除)</u></p> <p>事業者が前項に規定する独占禁止主管機関によって制定された措置に違反する場合には、当該機関は、事業の解散、又は営業の停止を命ずることができ。<u>(新草案はこの文言を削除)</u></p> <p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>第23条 事業者結合の審査においては、以下に掲げる要素を考慮しなければならない。</p> <p>(1) 結合に参加する事業者の関連市場における市場シェア及び市場に対する支配力</p> <p>(2) 関連市場における市場集中度</p> <p>(3) 事業者結合が関連市場における競争を排除又は制限する可能性 <u>(法律はこの条項を削除)</u></p> <p>(4) 市場へのアクセス及び技術の発展に対する、事業者結合の影響</p> <p>(5) 消費者及び他の関連事業者に対する、事業者結合の影響</p> <p>(6) 国民経済の発展及び社会公共</p>	<p>第27条 事業者結合の審査においては、以下に掲げる要素を考慮しなければならない。</p> <p>(1) 結合に参加する事業者の関連市場における市場シェア及び市場に対する支配力</p> <p>(2) 関連市場における市場集中度</p> <p>(3) 市場へのアクセス及び技術の発展に対する、事業者結合の影響</p> <p>(4) 消費者及び他の関連事業者に対する、事業者結合の影響</p> <p>(5) 国民経済の発展に対する、事業者結合の影響</p> <p>(6) 国務院独占禁止法執行機関</p>	<p>日本の企業結合ガイドラインを紹介し、企業結合の形態と競争の実質的制限の判断の仕方について説明した。</p>
--	---	---	--	--

		の利益に対する、事業者結合の影響 (7) 国務院独占禁止法執行機関により考慮すべきと認められたその他の要素	により考慮すべきと認められたその他の要素	
②届出基準の判断	<u>関連条文がない。</u>	第18条 事業者結合が以下に掲げる事由のいずれかにあたる場合、国務院独占禁止法執行機関に対する申告を要しない。 (1) 結合に参加する事業者の1つが、他の各事業者の議決権付き株式又は資産の50%以上を保有している場合。 (2) 結合に参加する各事業者の議決権付き株又は資産の50%以上が、結合に参加していない同一の事業者によって保有されている場合。	第22条 事業者結合が以下に掲げる事由のいずれかにあたる場合、国務院独占禁止法執行機関に対する申告を要しない。 (1) 結合に参加する事業者の1つが、他の各事業者の議決権付き株式又は資産の50%以上を保有している場合。 (2) 結合に参加する各事業者の議決権付き株又は資産の50%以上が、結合に参加していない同一の事業者によって保有されている場合。	市場集中に関する届出のことに ついて説明した。 50%を超える議決権を保有する親子関係がある会社間の企業結合については、ガイドラインでは審査の対象とならない場合として示している。一般集中規定である独占禁法9条の4項では孫会社も子会社とみなす規定がある。
③企業結合規制に係る手続き	第26条(届け出るべき資料) 第24条及び第25条によって、国務院の管轄下にある独占禁止主管機関に認可のためなされる届出は、以下の文書を出しななければならない。 (1) 申請書 (2) 事業者の基本情報	第19条 事業者が国務院独占禁止法執行機関に結合の申告をする場合、以下の文書及び資料を提出しなければならない。 (1) 申告書 (2) 結合が関連市場における競争に及ぼす影響に関する説明	第23条 事業者が国務院独占禁止法執行機関に結合の申告をする場合、以下の文書及び資料を提出しなければならない。 (1) 申告書 (2) 結合が関連市場における競争に及ぼす影響に関する説明	日本の企業結合に係る届出様式、書式及び添付資料などを紹介。

	<p>(3) 事業者の前会計年度における財務会計、及び販売報告書</p> <p>(4) 事業者の原価 <u>(新草案はこの文言を削除)</u>、販売価格、及び生産高などの資料</p> <p>(5) 当該結合により、関連市場における競争、国民経済及び社会公共利益に及ぼす <u>(新草案はこの文言を削除)</u> 影響</p> <p>(6) 当該結合の理由 <u>(新草案はこの文言を削除)</u></p> <p>(7) 当該結合の予定日</p> <p>(8) 国務院独占禁止主管機関が定めるその他の文書</p>	<p>(3) <u>結合に関する契約 (新草案はこの文言を追加)</u></p> <p>(4) 結合に参加する事業者の、前会計年度に関する公認会計士による監査済み財務会計報告書</p> <p>(5) 国務院独占禁止法執行機関が定めるその他の文書および資料</p> <p>申告書には結合に参加する事業者の名称、住所、経営範囲、全世界における前年度の売上額、中国国内市場における資産総額及び前年度の売上額、関連市場における市場シェア <u>(新草案はこの文言を追加)</u>、並びに結合の取引額 <u>(法律はこの文言を削除)</u> 及び結合の実行予定日などの事項を明記しなければならぬ。</p>	<p>明</p> <p>(3) 結合に関する契約</p> <p>(4) 結合に参加する事業者の、前会計年度に関する会計事務所による監査済み財務会計報告書</p> <p>(5) 国務院独占禁止法執行機関が定めるその他の文書および資料</p> <p>申告書には結合に参加する事業者の名称、住所、経営範囲、結合の実行予定日及び国務院独占禁止法執行機関が定めるその他の事項を明記しなければならぬ。</p>	
--	---	---	--	--

中国独占禁止法新旧草案と法律の条文対照表——JICA 中国経済法企業法整備プロジェクト——独占禁止法におけるトピックスを中心に

独占禁止法個別課題研修 (2005.11.8)

テーマ：日本独占禁止法の歴史及びEU及び米国法との比較——上杉秋則事務総長講演

- 企業結合規制
- 規制産業における競争政策
- 適用除外制度
- 地方事務所の機能
- 独占禁止法の域外適用について
- 市場支配的地位の濫用

独占禁止法個別課題研修のトピックス	独占禁止法意見募集稿(旧草案)の関連条文	独占禁止法草案(新草案)の関連条文	独占禁止法の関連条文	研究会における討議事項 JICA 専門家のコメント
①カルテルについて	<p>第8条(独占的協定の禁止) 事業者間の競争を排除、または制限することを目的とし、又はその効果を有する事業者間全ての協定、決定又は協調行為(以下「協定」という)は禁止される。</p> <p>第一項にいう協定は、主に以下のものが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 商品の価格を固定し、維持し若しくは変更すること</li> <li>(2) 商品の生産若しくは販売の数量を制限すること</li> <li>(3) 販売市場若しくは原料の購入市場</li> </ul>	<p>第7条 競争関係にある事業者の間で以下に掲げる独占的協定をすることは禁止される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 商品の価格を固定し、維持し若しくは変更すること</li> <li>(2) 商品の生産若しくは販売の数量を制限すること</li> <li>(3) 販売市場又は原料の購入市場を分割すること</li> <li>(4) 新技術若しくは新設備の購入を制限し、または新技術若しくは新製品の開発を制限</li> </ul>	<p>第13条 競争関係にある事業者の間で以下に掲げる独占的協定をすることは禁止される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 商品の価格を固定し、若しくは変更すること</li> <li>(2) 商品の生産若しくは販売の数量を制限すること</li> <li>(3) 販売市場又は原料の購入市場を分割すること</li> <li>(4) 新技術若しくは新設備の購入を制限し、または新技術若しくは新製品の開発を制限</li> </ul>	<p>カルテル禁止の範囲を大きく囲い込み、届出制でこれを除外していくという初期のEU方式は、コストパフォーマンスがよくない。</p>

<p>場を分割すること</p> <p>(4) 新技術若しくは新設備の購入を制限し、又は、新製品若しくは技術の開発を制限すること</p> <p>(5) 共同ポイコット行為</p> <p>(6) 再販売価格を制限すること <u>(新草案はこれを垂直的協定として第8条に移行)</u></p> <p>(7) 入札における談合行為 <u>(新草案はこれを第9条に移行)</u></p>	<p>新製品の開発を制限すること</p> <p>(5) 共同ポイコット行為</p> <p>(6) 独占禁止法執行機関が認定したその他の独占的協定</p> <p>第8条 事業者が取引活動において商品の第三者への再販売価格を制限し、又はその他の取引条件を設定して、競争を排除又は制限することは、これを禁止する。 <u>(新草案は再販売価格制限だけでなく、垂直的再販売価格制限を追加)</u></p> <p>第9条 事業者が入札募集及び入札の過程において談合を行い、競争を排除又は制限することはこれを禁止する。</p>	<p>すること</p> <p>(5) 共同ポイコット行為</p> <p>(6) 国務院独占禁止法執行機関が認定したその他の独占的協定</p> <p>本法において「独占的協定」とは競争を排除又は制限する協定、決定、又はその他の協調行為をいう。</p> <p>第14条 事業者と取引先の間で次に掲げる独占的協定を締結することは、これを禁止する。</p> <p>(1) 商品の第三者への再販売価格を固定すること</p> <p>(2) 商品の第三者への最低再販売価格を限定すること</p> <p>(3) 国務院独占禁止法執行機関が認定したその他の独占的協定</p> <p><u>(法律は垂直カルテルと水平的カルテルを分けた)</u></p> <p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>法適用の対象としない取引をシェア基準(10%)で行うのは適切ではない。シェアは類似の商品との代替性や地域的な市場の範囲を考慮すると変化するので、規制する側、される側、双方にとつてリスクが大きい。</p> <p>著作物の再販の適用除外は、文化の保護にそれほど役立つとは言えず、設けないほうがいい。</p>
<p>第2項は、当該協定が有効な期間、その対象である商品が関連市場において10%以下のシェアを占める場合には適用しない。 <u>(新草案はこの条項を削除)</u></p> <p>第1項は、出版物の発行及び流通における再販売価格の制限には適用しない。 <u>(新草案はこの条項を削除)</u></p>	<p><u>関連条文がない。</u></p>	<p><u>関連条文がない。</u></p>	



<p>第9条(協定の例外) 以下の目的を有する事業者間の協定は、消費者に当該協定によって生ずる利益を公平に享受させることができ、当該目的を達成するために必要であり、<u>(新草案はこの文言を削除)</u>、関連市場における競争を完全に消滅させるものでない場合には、本法第8条の適用を免除される。</p> <p>(1) 製品の品質向上、コスト削減、効率改善のためのもの。</p> <p>(2) 経済的不況に対応するためには、深刻な販売減少または明瞭な生産過剰を緩和するためのもの。</p> <p>(3) 中小事業者の経営効率を向上させ、中小事業者の競争力を強化するためのもの。</p> <p>(4) 国際市場における輸出商品の競争力を強化するためのもの。<u>(新草案はこの文言を削除)</u></p> <p>(5) 技術の改善、新商品の研究開発、新市場の開発<u>(新草案はこの文言を削除)</u>のためのもの。</p>	<p>第10条 事業者が、成立した協定が以下の目的を実現させるためのものであること、関連市場における競争を著しく制限するものではないこと、および消費者が当該協定によって生ずる利益を享受可能であることを証明することができた場合、本法第7条、8条の規定は適用しない。</p> <p>(1) 技術の改善、新商品の研究開発のためのもの。</p> <p>(2) 製品の品質向上、コスト削減、効率改善、商品の規格及び標準を統一するためのもの。<u>(新草案はこの文言を追加)</u></p> <p>(3) 中小事業者の経営効率を向上させ、中小事業者の競争力を強化するためのもの。</p> <p>(4) 省エネルギー、環境保護、及び災害救助など、社会公共の利益を実現するためのもの。</p> <p>(5) 対外貿易及び経済協力における正当な利益を確保するためのもの。<u>(新草案はこの文言を追加)</u></p> <p>(6) 経済的不況期において、深刻な販売減少または明瞭な生産</p>	<p>第15条 事業者が成立した協定が次に掲げる事由のいずれかに該当するものであることを証明することができた場合、本法第13条、第14条の規定は適用しない。</p> <p>(1) 技術の改善、新商品の研究開発のためのもの。</p> <p>(2) 製品の品質向上、コスト削減、効率改善、商品の規格及び標準を統一し、又は専門化による役割分担を実施するためのもの。<u>(法律はこの文言を追加)</u></p> <p>(3) 中小事業者の経営効率を向上させ、中小事業者の競争力を強化するためのもの。</p> <p>(4) 省エネルギー、環境保護、及び災害救助など、社会公共の利益を実現するためのもの。</p> <p>(5) 経済的不況により、深刻な販売減少または明瞭な生産過剰を緩和するためのもの。</p> <p>(6) 対外貿易及び経済協力における正当な利益を確保するためのもの。</p> <p>(7) 法律及び国務院が定めるそ</p>	<p>1953年以降増大した適用除外カルテルは日本経済の効率性の改善に悪影響を与え、1990年代に一部を除いて廃止された。</p> <p>輸出促進カルテルの適用除外(9条(4))は、WTO協定上の誤解も生みかねない。</p>
--	--	--	--

	<p>第 55 条 (合法行為に対する適用除外) 事業者がその他の法律規定に基づいて行った正当な行為については、本法の適用が除外される。(新草案はこの条文を削除)</p>	<p>過剰を緩和するためのもの。</p> <p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>他の事由。(法律はこの条項を追加) 前項第 1 号から第 5 号までの事由に該当し、本法第 13 条及び第 14 条の規定を適用しない場合、事業者はさらに、その成立した協定が関連市場における競争を著しく制限するものではないこと、および消費者が当該協定によって生ずる利益を享受可能であることを証明しなければならぬ。</p> <p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>法令に基づく行為の適用除外規定は日本では確認規定に過ぎないと考えられている。</p>
<p>②結合規制について</p>	<p>第 31 条 (協議) 国務院独占禁止主管機関が結合の認可又は禁止の決定をする場合には、事前に関連業界規制機関と協議をするものとする。(新草案はこの条文を削除)</p>	<p><u>関連条文がない。</u></p>	<p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>独占禁止主管機関が集中の許可又は禁止の決定前に関連業界の主管機関の意見を求めなければならないとする規定は、審査の結論について調整するのであれば、いきなりすぎである。競争法に関する判断は競争当局が自ら行うべきである。</p>

	<p>第24条(届出の基準及び売上高の計算) (第一案) 事業者結合が以下に掲げる状況のいずれかに当たる場合には、国務院の管轄下にある独占禁止主管機関に対して、事前届出をしなければならない。</p> <p>(1) 結合による取引額が3億人民元以上であり、且つ結合に参加する全ての関係事業者の全世界における資産又は総売上額の合計が50億人民元を超え、少なくともそのうち一つの事業者の中国内における資産または前年度の売上額が30億人民元を超える場合。</p> <p>(2) 中国内における結合による取引額が5億人民元を超える場合。</p> <p>(3) 結合に参加する事業者の一つが中国での関連市場における市場占有率が20%以上である場合。</p> <p>(4) 結合に参加する事業者の一つが中国での関連市場における市場占有率が、結合により25%以上となる場合。(新草案は(2)(3)(4)項を削除。)</p> <p>前項に定める事業者の売上額またはは</p>	<p>第17条 事業者結合に参加する全ての事業者の全世界における前年度の売上額が120億人民元を超え、且つそのうち一つの事業者の中華人民共和国国内における前年度の売上額が8億人民元を超える場合、結合に参加する事業者は、国務院独占禁止法執行機関に対して事前に申告しなければならない。国務院独占禁止法執行機関に申告していない場合、事業者は結合を実施することができない。</p> <p>(新草案は(2)(3)(4)項を削除。)</p>	<p>第21条 事業者の結合が国務院の定める申告基準を満たした場合、事業者は国務院独占禁止法執行機関に対して事前に申告しなければならない。申告を行っていない場合、結合を実施することができない。(法律は草案にある具体的な届出基準を削除)</p> <p>関連条文がない。</p>	<p>届出基準については、日米欧に比べてハードルが高いように思われる。また、シェアのように把握困難なものがあるように、把握困難なものがある場合、届出を行うべきかが不明確となり、適当ではない。届出基準を法律に直接規定せず、それ以下のレベルに委任することは、経済変動の激しい中国においては有効かもしれないが、法的安定性の観点から日本のように下限を法律で定めるなどの工夫をしてはどうか。</p> <p>国際的に見て最低限満たすべき基準、例えば届出要件に市場占有率(シェア)を用いるべきではないこと、シェアや売上高等の数値のみをもつて企業結合事案の是非を判断すべきではないことなどは確保される必要がある。</p>
--	--	--	---	--

	<p>資産総額、及び市場占拠率の計算においては、当該事業者が支配又は従属する関係にある事業者のものを含むものとする。</p> <p>(第二案) 事業者の結合が一定の基準に達している場合、事前に国務院独占禁止主管機関に届出しなければならぬ。</p> <p>事業者結合の届出の基準について、国務院が経済発展の水準及び市場状況に基づいて制定し、定期的に公布する。</p>	<p>前項に定める売上額の計算においては、当該事業者が支配又は従属する関係にある事業者の売上額も合算しなければならない。</p> <p>国務院独占禁止法執行機関は、経済発展の水準及び市場の競争状況に応じて、第1項に定める事業者結合の申告基準を調整し、国務院の認可を経たうえで施行することができる。</p> <p><u>関連条文がない。</u></p>	<p><u>関連条文がない。</u></p>	
<p>③ 独禁法と業種別の監督・管理法との関係</p>	<p>第22条(ネットワークへのアクセスの拒絶) ある市場支配的地位にある事業者が有するネットワーク又は他の施設にアクセスすることなく他の事業者が競争することが不可能な場合には、当該支配的地位にある事業者は他の事業者が合理的価格で当該ネットワーク、又は他の施設にアクセスすることを拒絶してはならない。但し、当該支配的地位にある事業者が技術的、安全上の、又は他の正当な理由で、当該ネットワーク又は他の施設に対してアクセスを認めることが不可能、又は、不合理であることを立</p>	<p><u>関連条文がない。</u></p>	<p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>ネットワークへの参入拒絶(支配的地位を有する事業者の所有するネットワーク・インフラ施設に参入できないければ、それと競争することができない場合)の禁止については①草案が依拠すると思われるヨーロッパ的エッセンシャル・フェアリテイー理論は、米国法よりも適用範囲が広く、慎重な運用が望まれる、②川上、川下市場での競争制限を問題にすると</p>

<p>証することができる場合には、当該支配的地位にある事業者はかかる義務から免除される。<u>(新草案はこの条文を削除)</u></p> <p>第31条 (協議) 国務院独占禁止主管機関が結合の認可又は禁止の決定をする場合には、事前に関連業界規制機関と協議をするものとする。<u>(新草案はこの条文を削除)</u></p> <p>第45条 (独占禁止主管機関と他の機関との関係) 国務院独占禁止主管機関は、本法に従って独占禁止事項を取り扱う他の機関も、他の関連法律の規定に従って独占禁止事項を取り扱うことができ、但し、他の機関は独占禁止事項について最終的決定を下す前に、国務院独占禁止主管機関の同意を得なければならぬ。</p>	<p><u>関連条文がない。</u></p> <p>第44条 本法に規定する独占行為について、関連法律、行政法規により、関連部門又は監督管理機関により調査・処理すべきである場合、その規定に従う。関連部門又は監督管理機関は調査・処理の結果を国務院独占禁止委員会に報告しなければならない。</p> <p>関連部門又は監督管理機関が本法に規定する独占行為について調査・処理しない場合、独占禁止執行機関が調査・処理する。独占禁止執行機関が調査・処理する際に、関連部門又は監督管理機関の意見を求めなければならない。<u>(法律はこの条文を削除)</u></p>	<p><u>関連条文がない。</u></p> <p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>明示してはどうか、③公正アクセス確保を目的とする救済措置の制度設計のため競争当局に十分な能力を付与する必要がある。</p> <p>独占禁止主管機関と他の業種を所管する機関との権限の分掌関係 (31条、45条) については、所管官庁の所管する法律の解釈権は所管官庁が持つとしても、競争政策上の判断は、競争政策当局が行い、両者の比較衡量の判断は、より上位の中立的な行政機関化、裁判所が行うことをより明確に規定したほうがいい。</p>
---	---	---	---

<p>④市場支配的地位の濫用</p>	<p>第13条 (市場支配的地位の定義) 本法において「市場支配的地位」とは、1又は複数の事業者が、関連商品に関して、価格、数量、又は、他の取引条件を決定し、維持し、又は、変更し、関連市場における競争を排除、又は制限することができる市場力をいう。</p>	<p>第12条 事業者が市場支配的地位を濫用して競争を排除又は制限することはこれを禁止する。 本法において「市場支配的地位」とは、1つの事業者が、又は複数の事業者が全体として <u>(注律はこの文言を削除)</u>、関連市場において商品の価格、数量、又はその他の取引条件を支配することのできる、又は、他の事業者による関連市場への参入を阻止し、若しくはこれに影響を与え、市場における地位をいう。</p>	<p>第17条 2項 本法において「市場支配的地位」とは、事業者が関連市場において商品の価格、数量、又はその他の取引条件を支配することのできる、又は、他の事業者による関連市場への参入を阻止し、若しくはこれに影響を与えることのできる、市場における地位をいう。</p>	<p>日米欧における市場支配的地位の判定、濫用の判定についての紹介。 13条は複数の企業について、支配的地位を認定するとしているが、支配的地位の認定は単独企業に限定するべきである。(滝川教授) 日本だけでなく、EUと米国の独禁法も排他行為は単独だけでなく、複数企業行為も対象にする規定になっている。「暗黙の協調関係」による協調行為を当局が規制する必要があるため、条文規定は柔軟にしておくほうがいい。(土佐教授の反対意見)</p>
<p>第15条 (市場支配的地位の推定) 関連市場において以下の占拠率を有する事業者は、支配的地位にあると推定することができる。 (1) 一つの事業者の市場占拠率が2分の1以上に達している場合 (2) 上位1-2位を占める二つの事業</p>	<p>第14条 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、事業者は市場における支配的地位を有するものと推定することができる。 (1) 一つの事業者の関連市場における市場占有率が2分の1以上に達している場合</p>	<p>第19条 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、事業者は市場における支配的地位を有するものと推定することができる。 (1) 一つの事業者の関連市場における市場占有率が2分の1に達している場合</p>	<p>15条のシェアによる推定規定はないほうがよい。14条の観点から判定すればよい。 15条を維持する場合には、「推定」を設けることを規定すべきである。</p>	

	<p>者の合計市場占拠率が3分の2以上に達している場合</p> <p>(3) 上位1-3位を占める事業者の合計市場占拠率が4分の3以上に達している場合</p> <p>前項第3号の場合において、市場占拠率が10分の1に満たない事業者が、市場支配的地位を有するものと推定しない。</p>	<p>(2) 二つの事業者が全体として、関連市場における市場占有率が合計で3分の2以上に達している場合</p> <p>(3) 三つの事業者が全体として、関連市場における市場占有率が合計で4分の3以上に達している場合</p> <p>前項第2号及び第3号に定める状況で、そのうちのある事業者の市場占有率が10分の1に満たない場合は、当該事業者が市場における支配的地位を有すると推定してはならない。</p>	<p>(2) 二つの事業者の関連市場における市場占有率が合計で3分の2に達している場合</p> <p>(3) 三つの事業者の関連市場における市場占有率が合計で4分の3に達している場合</p> <p>前項第2号及び第3号に定める状況で、そのうちのある事業者の市場占有率が10分の1に満たない場合は、当該事業者が市場における支配的地位を有すると推定してはならない。</p> <p>市場における支配的地位を有すると推定される事業者が、市場における支配的地位を有しないことを証明する証拠を有する場合、市場における支配的地位を有すると認定してはならない。<u>(法律がこの条項を追加)</u></p>	
<p>⑤罰則について</p>	<p>第46条(独占的協定に対する罰則) 独占的協定を禁止する本法の関連規定に違反する場合、独占禁止機関は当該事業者に対して違法行為の停止を命令し、当該独占協定を無効と宣言しなければならず、また、10万人民元以上、1000万人民元以下、若しくは、関連市場における前年度の取引高の10%を最高限度とする制裁金を賦課することができる(新)</p>	<p>第45条 事業者が本法の規定に違反して独占的協定を行い、且つこれを実施した場合、独占禁止法執行機関は、当該事業者に対して、違法行為の停止を命令し、前年度の売上額の1%以上10%以下の制裁金を課し、かつ、違法所得を没収する。独占的協定が実施されていない場合は、200万人民元以下の制裁金を課すことができる。(新草案がこの文言を追)</p>	<p>第46条 事業者が本法の規定に違反して独占的協定を行い、且つこれを実施した場合、独占禁止法執行機関は、当該事業者に対して、違法行為の停止を命令し、違法所得を没収し、且つ、前年度の売上額の1%以上10%以下の制裁金を課する。独占的協定が実施されていない場合は、50万人民元以下の制裁金を課すこ</p>	<p>主要禁止行為に対する罰金は10万人民元から1000万人民元又は前年度の当該違反関連市場の売上までと規定されているが、上限、下限の額と、売上高を基準とする額との優先関係が不明であり、明確化すべきである。日本の課徴金も4月改正法で</p>

	<p>草案はこの文言を削除)。当該行為が刑事上の犯罪に該当する場合には、これに対して刑事責任を追及する。(この文言は新草案第49条に移動された)</p>	<p>加) 第49条 事業者が独占的行為を行って他人に損害を与えた場合、法に従い民事責任を負う。また、当該行為が犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及される。</p>	<p>とができる。 第50条 事業者が独占的行為を行って他人に損害を与えた場合、法に従い民事責任を負わなければならない。</p>	<p>は、売上額に対する率は10%で同じだが、最大3年分の売上額に乗じることができ、再犯の場合は50%増しにできるので、中国草案の一年分の売上の10%という率は、十分な制裁力を持ちうるか、疑問が残る。</p>
--	--	--	--	--



中国独占禁止法新旧草案と法律の条文対照表——JICA 中国経済法企業法整備プロジェクト——独占禁止法におけるトビックスを中心

<p>独占禁止法個別課題研修 (2006.12)</p> <p>テーマ：独占禁止法の概要 (独占禁止法の基本構造、カルテルの適用除外、公正取引委員会の最近の活動状況、不正な取引方法)</p> <p>産業政策と競争政策</p> <p>規制緩和と独占禁止法——酒井草平 教授</p> <p>国際協力——南部利之</p> <p>競争法制と産業法制との調整——天井健太郎</p> <p>組織と研修制度——南雅晴</p> <p>地方事務所の機能、業務紹介——鎌倉守男</p> <p>経済成長政策と競争政策——横田直和教授</p> <p>市場支配的地位の濫用問題について——上杉秋則教授</p> <p>企業結合規制に関する意見交換——深町正徳</p>			
<p>独占禁止法個別課題研修のトビックス</p>	<p>独占禁止法見募集稿 (旧草案) の関連条文</p>	<p>独占禁止法草案 (新草案) の関連条文</p>	<p>独占禁止法の関連条文</p>
<p>①独占禁止法目的について</p>	<p>第1条 本法は独占的行為を禁止し、市場の競争秩序を維持し、消費者の合法的な権利・利益及び社会公共利益を保護し、社会主義市場経済の健全な発展を保障するため、本法を制定する。</p>	<p>第1条 市場競争を保護し、独占的行為を防止、禁止し、経済運用の効率を高め、経営者、消費者の合法的権利・利益及び社会公共利益を保護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するため、本法を制定する。</p>	<p>第1条 独占的行為を予防及び禁止し、市場の公平な競争を保護し、経済運用の効率を高め、消費者の利益及び社会公共の利益を保護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するため、本法を制定する。</p>
	<p>研究会における討議事項</p> <p>JICA 専門家のコメント</p>	<p>日本独禁法の仕組み——目的と規制を紹介。</p> <p>日本独禁法の目的は一般消費者の利益確保、国民経済の民主的健全な発達、事業者の創意発揮、事業活動の活発化、雇川・国民実所得の水準向上、公正且つ自由な競争の促進にある。</p>	

②市場の定義について	第4条2項 本法において「関連市場」とは、事業者が関連商品について、一定の期間にわたって、相互に競争をする地理的範囲をいう。	第4条2項 本法において「関連市場」とは、事業者が関連商品又はサービス(以下、合わせて「商品」という)について一定の期間にわたって、競争をする範囲又は地理的地域をいう。	第12条2項 本法において「関連市場」とは、事業者が特定の商品又はサービス(以下、合わせて「商品」という)について、一定の期間にわたって競争をする商品の範囲又は地理的範囲をいう。	市場の定義は、商品の種類・競争が行われている地域の範囲、取引参加者、需要・供給の代替性などより広範に規定すべきである。
③業種協会について	第57条(業種協会等に対する適用) 業種協会、公的機関のような非営利団体が本法の規定に違反し、競争を排除又は制限する行為に対して、本法が適用される。	第53条 業種協会等が実施した競争を排除又は制限する行為に対して、本法が適用させる。	第11条 業種協会は、業界の自己管理を強化し、当該業界の事業者が法に従い競争するよう指導し、市場競争秩序を保護しなければならぬ。 <u>(法律はこの条文を追加)</u> 第16条 業種協会は、当該業界の事業者が本章の禁止する独占的行為をするよう組織してはならない。 <u>(法律はこの条文を追加)</u> 第46条第3項 業種協会がこの法律の規定に違反して当該業界の事業者による独占的協定の締結を組織した場合、独占禁止法執行機関は50万円人民元以下の制裁金を課することができる。情状が重大な場合は、社会団体登記管理機関が法に基づき登記を抹消することができる。 <u>(法律はこの条文を追加)</u>	日本独占禁止法において禁止される事業者団体の行為を紹介。 事業者団体をどう取り扱うのか、必ずしも明らかではない。通常のカルテルとまったく同じ基準で判断するということか？
④カルテルの適用除外について	第8条(独占的協定の禁止) 事業者間の競争を排除、または制限することを目的とし、又はその効果を有する事業者間の全ての協定、決定又は	第7条 競争関係にある事業者の間で以下に掲げる独占的協定をすることは禁止される。 (1) 商品の価格を固定し、維持し若	第13条 競争関係にある事業者の間で以下に掲げる独占的協定をすることは禁止される。 (1) 商品の価格を固定し、若しくは	日・米・EUの独禁法においてカルテル規制の範囲を紹介するとともに、各国のカルテル適用除外制度の背景、内容につ

	<p>協調行為（以下「協定」という）は禁止される。</p> <p>第1項にいう協定は、主に以下のものが含まれる。</p> <p>(1) 商品の価格を固定し、維持し若しくは変更すること</p> <p>(2) 商品の生産若しくは販売の数量を制限すること</p> <p>(3) 販売市場若しくは原料の購入市場を分割すること</p> <p>(4) 新技術若しくは新設備の購入を制限し、又は、新製品若しくは技術の開発を制限すること</p> <p>(5) 再販売価格を制限すること <u>（新草案はこれを垂直的協定として第8条に移行。）</u></p> <p>(6) 入札における談合行為<u>（新草案はこれを第9条に移行。）</u></p>	<p>しくは変更すること</p> <p>(2) 商品の生産若しくは販売の数量を制限すること</p> <p>(3) 販売市場又は原料の購入市場を分割すること</p> <p>(4) 新技術若しくは新設備の購入を制限し、または新技術若しくは新製品の開発を制限すること</p> <p>(5) 共同ボイコット行為</p> <p>(6) 独占禁止法執行機関が認定したその他の独占的協定</p> <p>第8条 事業者が取引活動において商品の第三者への再販売価格を制限し、又はその他の取引条件を設定して、競争を排除又は制限することは、これを禁止する。<u>（新草案は再販売価格制限だけでなく、垂直的非価格制限を追加。）</u></p> <p>第9条 事業者が入札募集及び入札の過程において談合を行い、競争を排除又は制限することはこれを禁止する。</p>	<p>変更すること</p> <p>(2) 商品の生産若しくは販売の数量を制限すること</p> <p>(3) 販売市場又は原料の購入市場を分割すること</p> <p>(4) 新技術若しくは新設備の購入を制限し、または新技術若しくは新製品の開発を制限すること</p> <p>(5) 共同ボイコット行為</p> <p>(6) 国務院独占禁止法執行機関が認定したその他の独占的協定</p> <p>本法において「独占的協定」とは競争を排除又は制限する協定、決定、又はその他の協調行為をいう。</p> <p>第14条 事業者と取引先の間で次に掲げる独占的協定を締結することは、これを禁止する。</p> <p>(1) 商品の第三者への再販売価格を固定すること</p> <p>(2) 商品の第三者への最低再販売価格を限定すること</p> <p>(3) 国務院独占禁止法執行機関が認定したその他の独占的協定</p> <p><u>（法律は垂直カルテルと水平的カルテルを分けた）</u></p>	<p>いて紹介・比較。</p> <p>垂直カルテルは規制基準を別にしたほうがいい。価格制限と非価格制限との間でも規制基準を分けたほうがいい。</p> <p>法適用の対象としない取引</p>
--	---	--	--	--

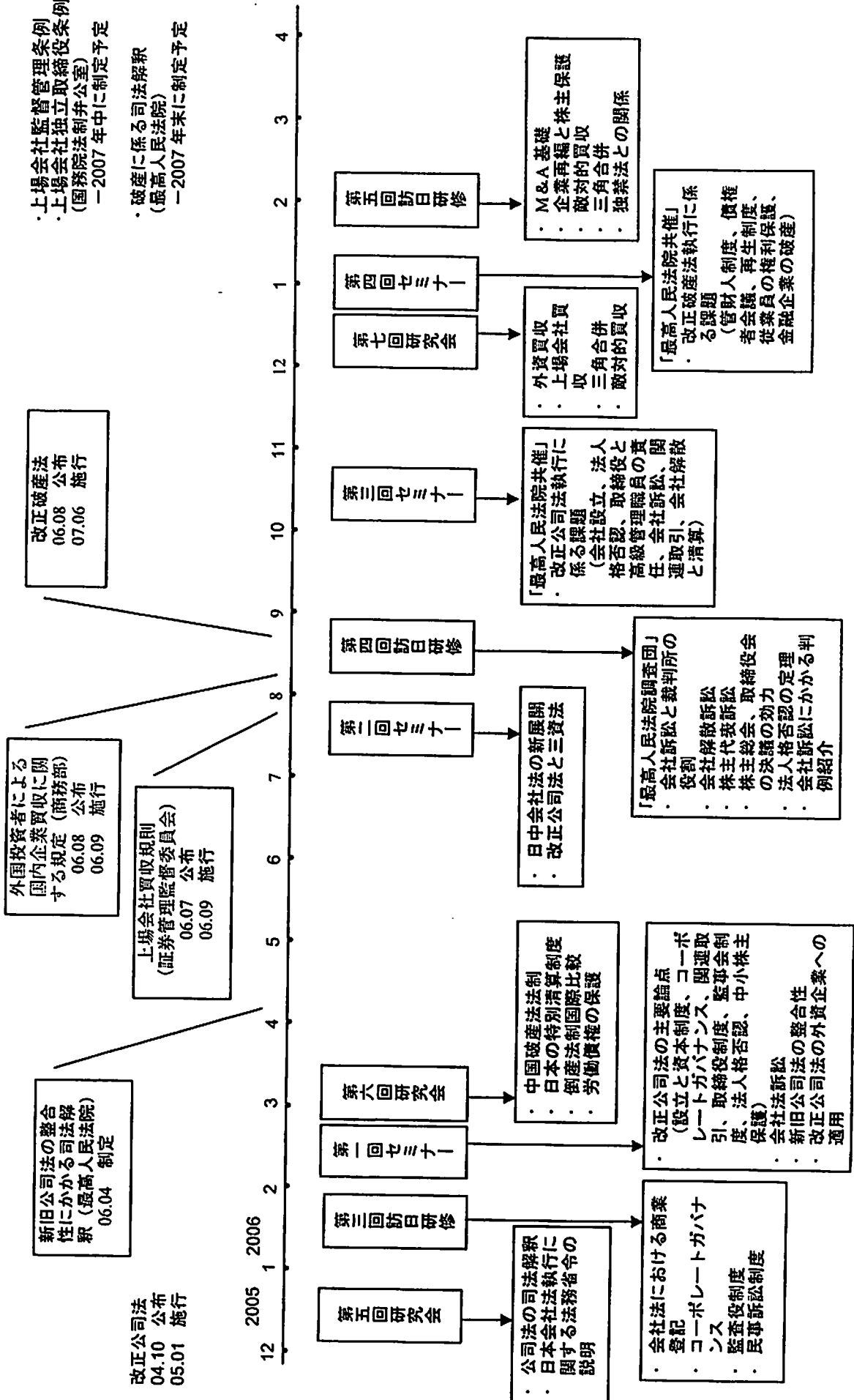
<p>第2項は、当該協定が有効な期間、その対象である商品が関連市場において10%以下のシェアを占める場合には適用しない。(新草案はこの条項を削除)</p> <p>第1項は、出版物の発行及び流通における再販売価格の制限には適用しない。(新草案はこの条項を削除)</p>	<p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>きをシェア(10%)で行うのは適切ではない。シェアは類似の商品との代替性や地域的な市場の範囲を考慮すると変化するので、シェア基準の採用は規制する側、される側、双方にとってリスクが大きい。</p> <p>著作物の再販の適用除外は原則として設けない方がいい(文化の保護にそれほど役立つとはいえない)。</p>
<p>第9条(協定の例外)以下の目的を有する事業者間の協定は、消費者に当該協定によって生ずる利益を公平に享受させることができ、当該目的を達成するために必要であり(新草案はこの文言を削除)、関連市場における競争を完全に消滅させるものではない場合には、本法第8条の適用を免除される。</p> <p>(1) 製品の品質向上、コスト削減、効率改善のためのもの。</p> <p>(2) 経済的不況に対応するため、深刻な販売減少また</p>	<p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>第15条 事業者が成立した協定が次に掲げる事由のいずれかに該当するものであることを証明することができた場合、本法第13条、第14条の規定は適用しない。</p> <p>(1) 技術の改善、新商品の研究開発のためのもの。</p> <p>(2) 製品の品質向上、コスト削減、効率改善、商品の規格及び標準を統一し、又は専門化による役割分担を実施するためのもの。 (法律はこの文言を追加)</p> <p>(3) 中小事業者の経営効率を向上させ、中小事業者の競争力を強化</p>
<p>第10条 事業者が、成立した協定が以下の目的を実現させるためのものであること、関連市場における競争を著しく制限するものではないこと、および消費者が当該協定によって生ずる利益を享受可能であることを証明することができた場合、本法第7条、8条の規定は適用しない。</p> <p>(1) 技術の改善、新商品の研究開発のためのもの。</p> <p>(2) 製品の品質向上、コスト削減、効率改善、商品の規格及び標準を統一するためのもの。(新草案はこの文言を追加)</p>	<p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>第15条 事業者が成立した協定が次に掲げる事由のいずれかに該当するものであることを証明することができた場合、本法第13条、第14条の規定は適用しない。</p> <p>(1) 技術の改善、新商品の研究開発のためのもの。</p> <p>(2) 製品の品質向上、コスト削減、効率改善、商品の規格及び標準を統一し、又は専門化による役割分担を実施するためのもの。 (法律はこの文言を追加)</p> <p>(3) 中小事業者の経営効率を向上させ、中小事業者の競争力を強化</p>

	<p>は明瞭な生産過剰を緩和するためのもの。</p> <p>(3) 中小事業者の経営効率を向上させ、中小事業者の競争力を強化するためのもの。</p> <p>(4) 国際市場における輸出商品の競争力を強化するためのもの。(新草案はこの文言を削除)</p> <p>(5) 技術の改善、新商品の研究開発、新市場の開発(新草案はこの文言を削除)のためのもの。</p>	<p>(3) 中小事業者の経営効率を向上させ、中小事業者の競争力を強化するためのもの。</p> <p>(4) 省エネルギー、環境保護、及び災害救助など、社会公共の利益を実現するためのもの。</p> <p>(5) 対外貿易及び経済協力における正当な利益を確保するためのもの。(新草案はこの文言を追加)</p> <p>(6) 経済的不況期において、深刻な販売減少または明瞭な生産過剰を緩和するためのもの。</p>	<p>するためのもの。</p> <p>(4) 省エネルギー、環境保護、及び災害救助など、社会公共の利益を実現するためのもの。</p> <p>(5) 経済的不況により、深刻な販売減少または明瞭な生産過剰を緩和するためのもの。</p> <p>(6) 対外貿易及び経済協力における正当な利益を確保するためのもの。</p> <p>(7) 法律及び国務院が定めるその他の事由。(法律はこの条項を追加)</p> <p>前項第1号から第5号までの事由に該当し、本法第13条及び第14条の規定を適用しない場合、事業者はさらに、その成立した協定が関連市場における競争を著しく制限するものではないこと、および消費者が当該協定によって生ずる利益を享受可能であることを証明しなければならぬ。</p>	<p>輸出促進カルテルの適用除外(9条(4))は、WTO協定上の誤解も生みかねない。単純に国内市場に影響を及ぼさない輸出カルテルと規定すれば問題はない。なお、他国に輸出自主規制を促されて輸出カルテルを行うことは、WTOのセーフガード規制の潜脱行為であり、好ましくないということ意識しておいたほうがいい。</p>
<p>第55条 農業生産者及び専門経済組織が農産物の生産、加工、販売、輸送、貯蔵等の事業活動において行った提携、連合又はその他の協同行為のうち、競争を</p>	<p>第56条 農業生産者及び農村経済組織が農産物の生産、加工、販売、輸送、貯蔵等の事業活動において行った連合又は協同行為には、本法を適用しない。</p>	<p>農村部の中小企業の組合の活動に配慮すべき。</p> <p>産業別の適用除外は作らないほうがいい。一定範囲の中小企</p>		

	<p>第 55 条 (合法行為に対する適用除外) 事業者がその他の法律規定に基づいて行った正当な行為については、本法の適用が除外される。(新草案はこの条文を削除)</p> <p>第 56 条 (知的財産権の適用除外) 事業者が特許法、商標法、著作権法の規定に従って、権利を行使する正当な行為に対しては、本法が適用されない。但し、知的財産権の濫用行為で本法規定に違反した場合は、本法に従って処断する。</p> <p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>著しく制限しないものには、本法を適用しない。(新草案はこの条文を追加)</p> <p><u>関連条文がない。</u></p> <p>第 54 条 事業者が知的財産権に関する法令の規定に従って知的財産権を行使した場合、本法が適用されない。但し、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除または制限した行為である場合は、本法が適用される。</p> <p>第 45 条第 2 項 事業者が独占禁止法執行機関に対して、自己のした独占的協定に関する事情を自発的に報告しかつ重要な証拠を提供した場合、独占禁止法執行機関は、情状を斟酌して、当該事業者への制裁を減輕又は免除することがで</p>	<p><u>関連条文がない。</u></p> <p>第 55 条 事業者が知的財産権に関する法令の規定に従って知的財産権を行使した場合、本法が適用されない。但し、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除または制限した行為である場合は、本法が適用される。</p> <p>第 46 条第 2 項 事業者が独占禁止法執行機関に対して、自己のした独占的協定に関する事情を自発的に報告しかつ重要な証拠を提供した場合、独占禁止法執行機関は、情状を斟酌して、当該事業者</p>	<p>業の組合のその目的に添った行為を除外する方法はよい。この場合でも農協などの連合会を適用除外する要件は厳格にしたほうがいい。</p> <p>法令に基づく行為、知的財産権の行使の適用除外規定は、日本では確認規定に過ぎないと考えられているので、それらの規定を置く意味はあまりないと考えられる。</p> <p>減免手続き (Corporate Leniency) の導入も必要に応じて検討されるべきだろう。</p> <p>日本では、課徴金減免申請制度を導入した改正独占禁止法が施行された平成 18 年 1 月 4 日</p>
--	--	--	--	---

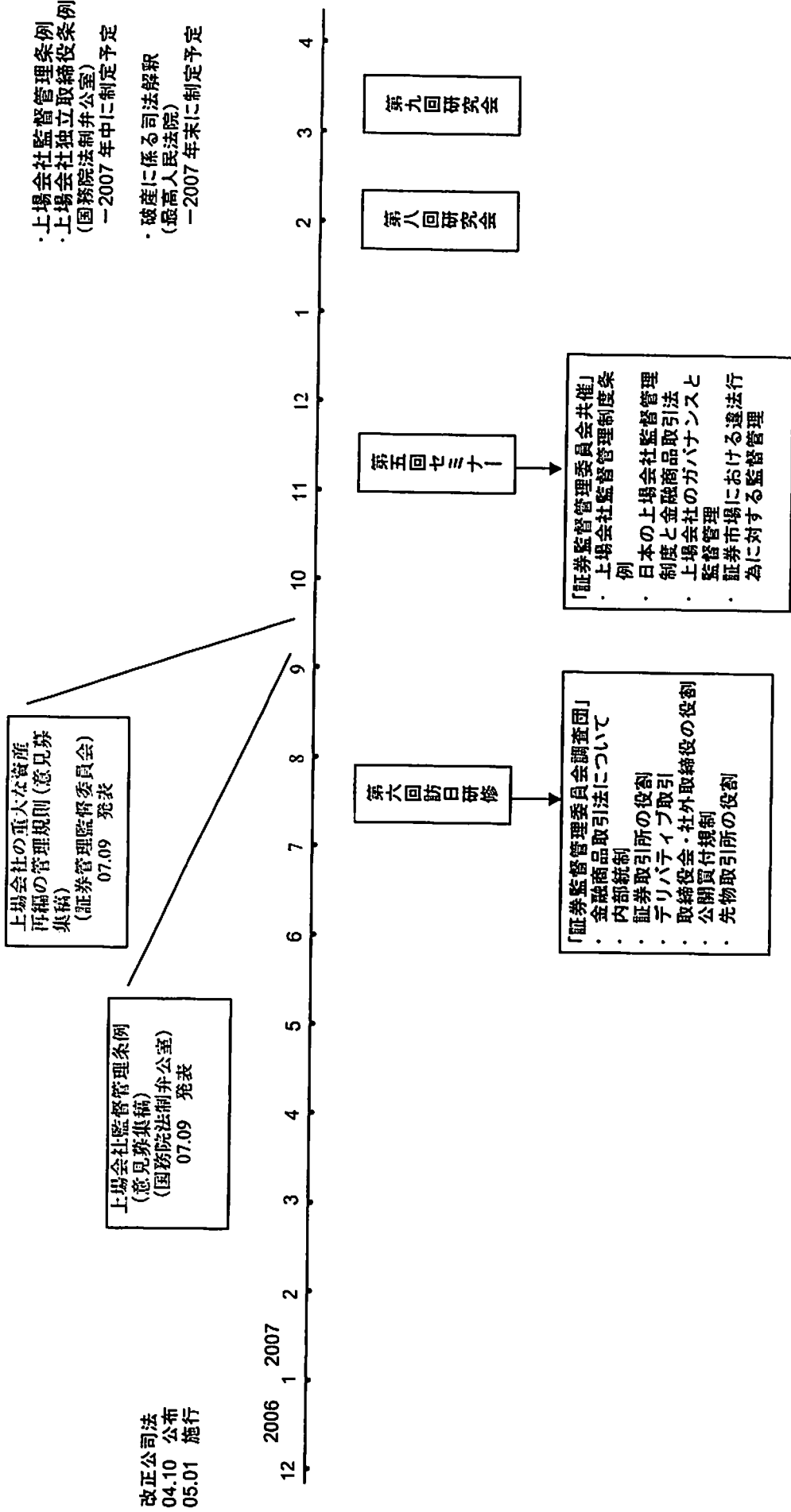
		<p>きる。<u>(新草案はこの条文を追加)</u></p>	<p>への制裁を減軽又は免除することはでき</p>	<p>から同年3月31日まで、事業者から自らの違反行為に係る事実の報告等が行われる件数は26件であった。</p>
<p>⑤執行機関について</p>	<p>第45条(独占禁止主管機関と他の機関との関係) 国務院独占禁止主管機関は、本法に従って独占禁止事項を取り扱う。他の機関も、他の関連法の規定に従って独占禁止事項を取り扱うことができる。但し、他の機関は独占禁止事項について最終的決定を下す前に、国務院独占禁止主管機関の同意を得なければならない。</p>	<p>第44条 本法が規定する独占行為について、関連法律、行政法規により、関連部門又は監督管理機関により調査・処理すべきである場合、その規定に従う。関連部門又は監督管理機関は調査・処理の結果を国務院独占禁止委員会に報告しなければならない。</p> <p>関連部門又は監督管理機関が本法に規定する独占行為について調査・処理しない場合、独占禁止執行機関が調査・処理する。独占禁止執行機関が調査・処理する際に、関連部門又は監督管理機関の意見を求めなければならない。<u>(法律はこの条文を削除)</u></p>	<p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>反独占庁 (Anti-Monopoly Authority) と他の機関との権限の分掌関係が必ずしも明確ではなく、それぞれがどのような権限を有するかをより明確にする必要がある。</p> <p>他の所管官庁と協議する規定を設けるのは、それがないよりはいいが、所管官庁の所管する法律の解釈権は所管官庁が持つのは仕方ないとしても、競争政策上の判断は競争政策当局が行い、両者の比較衡量の判断は、より上位の中立的な行政機関か、裁判所が行うことを明記したほうがいい。</p>

公司法周辺法制定経緯 (2006年度)





公司法周辺法制定経緯 (2007年度)



「旧弁法」と「新条例」の比較  
 --- JICA中国経済法/企業法整備プロジェクト ---  
 「商業特許（フランチャイズ）経営管理条例」に関する研修と討論

<p>1. 第二回市場流通関連法訪日研修 (2005.8)                  テーマ6：日本のフランチャイズ・チェーン経営の発展と関連法規                  * 「日本のフランチャイズ立法を重点的に理解するための質問」に対する回答                  テーマ7：フランチャイズ・チェーン経営の現状と関連法規（工場及び商店を視察）</p> <p>2. 第一回市場流通関連法訪日研修 (2005.10)                  テーマ1：中国の「都市の商業ネットワーク管理条例」、「商業特許経（フランチャイズ）営管理条例」及び商業取引立法について                  * 中国側は「商業特許（フランチャイズ）営管理条例」の枠組みについて説明                  * 日本側は中国の質問に対する回答</p> <p>テーマ2：日本フランチャイズチェーン協会の日本のまちづくり関連三法に関する考え方</p>	<p>中国「商業特許（フランチャイズ）営管理条例」の立法背景：                  1. 1997年5月31日、国家工商行政管理局が「チェーン店の登記管理に関する問題についての通知」を公布。この通知に照らして言えば、特許経営はチェーン形式の1種となる。                  2. 1997年11月14日、旧国内貿易部が「商業特許経営管理弁法（試行）」を公布。                  3. 2004年商務部令第25号「商業特許（フランチャイズ）管理弁法」が公布される。当該弁法（以下「旧弁法」という）は2005年2月1日から施行。旧「商業特許経営管理弁法（試行）」がそれと同時に廃止。                  4. 2007年國務院令第485号「商業特許（フランチャイズ）管理条例」が公布される。本条例は2007年5月1日より施行。関連管理弁法には「商業特許（フランチャイズ）営管理条例」と「商業特許（フランチャイズ）経営情報開示管理弁法」がある。（いずれも2007.5.1より施行）。</p>	<p>「商業特許経営管理条例」及び                  その関連管理弁法（「新条例」）</p> <p>第1条：                  商業特許（フランチャイズ）経営活動を規範化し、商業フランチャイズ経営の健全で秩序ある発展を促進し、市場秩序を維持するために本条例を制定する。                  「新条例」は全5章、34条。総則、特許経営活動、情報開示、法律責任、付則の順に構成されている。</p>	<p>JICA 専門家の意見                  目下、日本にはフランチャイズの専門立法はない。関連法律に「中小小売商業振興法」（1973年9月29日法律第101号、2003年3月31日法律第8号改正）がある。同法で規定している特許連鎖化経営はフランチャイズ経営に属する。また「中小小売商業振興法施行令」（1973年9月29日通商産業省令第100号、2002年3月29日経済産業省令第60号改正）がある。                  日本の法律にはフランチャイズに関する明確な定義はない。</p>
<p>「商業特許経営管理弁法」                  （「旧弁法」）</p> <p>第1条：                  商業フランチャイズ行為を規範化し、当事者の合法的權益を擁護し、商業フランチャイズの健全で秩序ある発展を促進するために本弁法を制定する。                  「旧弁法」は全9章、42条。総則、特許経営当事者、特許経営契約、情報開示、公告宣伝、監督管理、外商投資企業に関する特別規定、法律責任、付則の順に構成されている。</p>	<p>「商業特許経営管理条例」及び                  その関連管理弁法（「新条例」）</p> <p>第1条：                  商業特許（フランチャイズ）経営活動を規範化し、商業フランチャイズ経営の健全で秩序ある発展を促進し、市場秩序を維持するために本条例を制定する。                  「新条例」は全5章、34条。総則、特許経営活動、情報開示、法律責任、付則の順に構成されている。</p>	<p>第3条第1款：                  本条例でいう商業フランチャイズ経営</p>	<p>第2条：                  本弁法でいう商業フランチャイズ（以下フラン</p>
<p>「商業特許（フランチャイズ）経営管理条例」に関する研修と討論</p>	<p>「商業特許（フランチャイズ）経営管理条例」に関する研修と討論</p>	<p>「商業特許（フランチャイズ）経営管理条例」に関する研修と討論</p>	<p>「商業特許（フランチャイズ）経営管理条例」に関する研修と討論</p>

<p>チェーン経営とフランチャイズ経営との関係</p>	<p>チャイズと略す)とは、契約の締結により、フランチャイザーが他人に使用を許諾する権利を有する登録商標、商号、経営形態などの経営資源の使用をフランチャイジーに許可し、フランチャイジーは契約の約定にしたがい、統一的なフランチャイズシステムの下の経営活動に従事し、フランチャイザーにフランチャイズ料を支払うビジネス形態をいう。</p>	<p>(以下、フランチャイズ経営と称する)とは、登録商標、企業ロゴ、特許、専有技術等(新条例では特に強調)の経営資源を有する企業(以下、フランチャイザーと称する)が、契約形式でそれが有する経営資源を他の経営者(以下、フランチャイジーと称する)が使用するのを許可し、フランチャイジーは契約の約定に従い統一された経営モデルの下で経営を行い、かつフランチャイザーにフランチャイズ料を支払う経営活動をいう。</p>	<p>商標ライセンスとの関係については、通常フランチャイズ経営と一般の商標ライセンスには特別な違いは無いとされている。フランチャイズ経営契約の一括規定の中に商標ライセンスが含まれる。このような商標ライセンスを含む契約において、フランチャイズ経営の定義に相当するものをフランチャイズ経営と見なす。</p>
<p>チェーン経営とフランチャイズ経営との関係</p>	<p><u>直接関連する条文は無い。</u> 1997年の「チェーン店登記管理に関する問題についての通知」によれば、フランチャイズ経営はチェーン形式の一種である。</p>	<p><u>直接関連する条文は無い。</u></p>	<p>日本にはチェーン経営に関する立法は無い。チェーン経営とフランチャイズ経営の管理方式及び両者の区別は明確ではない。 「中小小売商業振興法」第4条：連鎖化事業(主として中小小売業者に對し、定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあっせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業をいう。以下同じ。)を行う者は..... 第11条：連鎖化事業であつて、当該連鎖化事業に係る約款に、加盟者に特定の商標、商号その他の表示を使用させしめ、保証金その他の金銭を徴収する旨及び加盟者から加盟に際し「特定連鎖化事業」という。)を行う者は..... 日本の法律には現在相応する明文化された規定は無い。</p>
<p>フランチャイザーの資格</p>	<p><u>第7条：</u> フランチャイザーは下記資格要件を備えていなければならない。 (1) 法に基づき成立した企業またはその他の経済組織(新条例ではこれを削除)であること。 (2) 他人に使用許諾できる商標、商号と経営モデル等の経営資源を有していること。 (3) フランチャイジーに長期(新条例ではこれを</p>	<p><u>第3条第2款：</u> 企業以外の組織及び個人が、フランチャイザーとしてフランチャイズ経営活動を行つてはならない。 <u>第7条：</u> フランチャイザーがフランチャイズ経営活動を行うに当たっては、成熟した経営モデルを有し、フランチャイジーに継続的に経営</p>	<p>日本には現在相応する明文化された規定は無い。</p>

	<p>指導、技術サポート、業務研修等（新条例で追加）のサービスを提供する能力を備えていなければならない。</p> <p>フランチャイザーがフランチャイズ経営活動を行うに当たっては、直営店を最低2店舗以上持ち、かつ経営期間が1年を超えていなければならない。</p>	<p>指導、技術サポート、業務研修等（新条例で追加）のサービスを提供する能力を備えていなければならない。</p> <p>フランチャイザーがフランチャイズ経営活動を行うに当たっては、直営店を最低2店舗以上持ち、かつ経営期間が1年を超えていなければならない。</p>	<p>日本の法律には相応する規定は無い。</p>
<p>フランチャイジーの資格</p>	<p>第8条： フランチャイジーは下記資格要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 法に基づき成立した企業またはその他の経済組織であること。</p> <p>(2) フランチャイズに適した資金、経営拠点、人員等を有していること。</p>	<p>第8条： フランチャイジーは下記資格要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 法に基づき成立した企業またはその他の経済組織であること。</p> <p>(2) フランチャイズに適した資金、経営拠点、人員等を有していること。</p>	<p>日本の法律には相応する規定は無い。</p>
<p>フランチャイジーの義務① 日本の法律にフランチャイザーがフランチャイジーに自商品の受け取りを強制することとを禁止する条項があるか。</p>	<p>第10条： フランチャイジーは次の義務を履行しなければならない。</p> <p>……(4) 契約に基づいて商品をフランチャイジーに提供すること。専売商品及びフランチャイジーの品質を保証するため、フランチャイジー又はフランチャイザーの指定供給業者が商品を提供するものを除き、フランチャイジーはフランチャイジーに自分が供給すべき品質基準を規定し、または複数の調達先を選択肢として示すことができる。……</p>	<p>第10条： フランチャイジーは次の義務を履行しなければならない。</p> <p>……(4) 契約に基づいて商品をフランチャイジーに提供すること。専売商品及びフランチャイジーの品質を保証するため、フランチャイジー又はフランチャイザーの指定供給業者が商品を提供するものを除き、フランチャイジーはフランチャイジーに自分が供給すべき品質基準を規定し、または複数の調達先を選択肢として示すことができる。……</p>	<p>日本の法律には相応する規定は無い。日本に不正な取引方法として付帯条件に付取引または抱合わせ販売を禁止する規定がある。したがって、フランチャイズ契約の多くがこれらの規定に違反しない形でフランチャイジーが実際に指定供給業者から商品を受取る際の拘束性のある条項を定めている。但し、これらの条項は一般にフランチャイズシステムを維持するため商品の品質を保証するために必要な設備、備品、原材料など)</p>
<p>フランチャイジーの義務② フランチャイ</p>	<p>第10条： フランチャイジーは次の義務を履行しなければならない。</p>	<p>第10条： フランチャイジーは次の義務を履行しなければならない。</p>	<p>契約内容によるので一概には言えない。フランチャイジーは物品の供給業者を推薦するだけで、具体的な契約</p>

<p>ザーは指定供給業者の物品の品質に責任を負うか。</p>	<p>……(5)フランチャイザーはその指定供給業者の商品品質に対し保証責任を負わなければならない。…</p>	<p>締結当事者はフランチャイザーと供給業者になる。したがって、フランチャイザーは当然ながら物品の品質問題について法的責任を負わない。但し、物品自体の品質の問題があった場合は、フランチャイザーはフランチャイザーに関連商品を推薦することを止めざるを得なくなる。</p>
<p>グローバル配送モデルによるフランチャイズの管理について特別な規定があるか。</p>	<p>第七章： 外商投資企業に関する特別規定 第32条： 省略。 第33条： 外商投資企業はフランチャイズ方式で商業活動に従事する場合、元の許可部門にフランチャイズ方式による商業活動の展開を経営範囲に追加するよう申請し、下記の書類を提出しなければならない。 (1) 申込書及び董事会の決議。 (2) 企業の営業許可書及び外商投資企業批准証書(写し)。 (3) 契約、定款の修正に関する協議書(外資企業は定款の修正に関する協議書のみを提出する)。 (4) 本弁法第7条の規定に合致していることを証明する関連書類。 (5) 本弁法第19条に規定されている情報資料。 (6) フランチャイズ契約の見本。 (7) フランチャイズ運営マニュアル。 許可部門は上記全ての申請資料を受領後30日以内に、書面にて許可または不許可の決定を下さなければならない。 許可された申請人は、許可部門から内容の変更された「外商投資企業批准証書」を交付された後1カ月以内に、工商行政管理機関で企業登記の変更手続きを行わなければならない。 第34～36条：</p>	<p>国外のフランチャイザーに対する特別な要求は無い。これは適応法の問題である。 (1) 競争法分野における立法管轄権については、本国域外での行為が、本国に対し何らかの影響を与えると場合、本国の法律が適用できるというのが、一般的な認識である。公正取引委員会の独禁法の管轄権問題に関する考え方も基本的に同じである。 (2) 平成14年に独禁法が改正された後、公告の送達が規定され、法執行手順が整備された。 (3) 経済産業省は、「国内で締結した「グローバル配送モデル」のフランチャイズ経営契約で原則的に認められている立法管轄権の国外における効力がある程度の認めている。但し、実践においては、フランチャイズ契約は商品または商業技術の提供を主とするため、現地法人または駐在事務所の助けを借りての加盟募集がより現実的な意味を有する。本部及び加盟店が同一国に属していない状況で、中小加盟店経営者が海外で加盟契約を締結するという状況は日本ではまだ起こっていない。</p>
<p>フランチャイザーは初めてフランチャイズ経営契約を締結した日より15日以内に、本条例の規定に従い商務主管部門に届出なければならない。……</p>	<p>新条例では「<u>外商投資企業に関する特別規定</u>」の内容を削除。 備考：新条例は第8、9、10、19条の4条項でフランチャイザーに「商務主管部門への届出及び報告」を強制する制度を規定し、具体的な実施方法は「商業特許経営届出管理弁法」によって示されている。 例：第8条： フランチャイザーは初めてフランチャイズ経営契約を締結した日より15日以内に、本条例の規定に従い商務主管部門に届出なければならない。…… 第25条： フランチャイザーが本条例第8条の規定に従い商務主管部門に届出なかった場合は、商務主管部門は期限を設けて届出を命じ、1万元以上5万円以下の罰金に処す。期限を過ぎても届出がない場合は、5万元以上10万円以下の罰金に処し、かつ公告する。 第26条： フランチャイザーが本条例第十六条、第十九条の規定に違反した場合は、商務主管部門は是正を命じ、1万円以下の罰金に処す。情状が深刻な場合は、1万元以上5万円以下の罰金に処し、かつ公告する。 「<u>商業フランチャイズ届出管理弁法</u>」第3条： ……商業フランチャイズの届出業務は全オオンラインネットワークによって行われる。「<u>商業フランチャイズ管理条例</u>」の規定</p>	<p>フランチャイザーは初めてフランチャイズ経営契約を締結した日より15日以内に、本条例の規定に従い商務主管部門に届出なければならない。……</p>

	<p>に合致しているフランチャイザーは、政府ウェブサイトを通過して届出を行わなければならない (URL : <a href="http://www.mofcom.gov.cn">www.mofcom.gov.cn</a>)。 同「弁法」第17条： 国外フランチャイザーが中国国内でフランチャイズ活動に従事する場合は本弁法に基づき実施する。香港、マカオ特別行政区及び台湾地区のフランチャイザーは本弁法を参照して実施する。</p>	<p>略。 第37条： 香港、マカオ、台湾企業が中国本土でフランチャイズ方式による商業活動に従事する場合、本章の規定に照らして実行する。 備考：第29条： フランチャイザーは毎年1月に前年度のフランチャイズ契約の締結状況を所在地の商務主管部門とフランチャイザーが所在する商務主管部門に届出なければならず。所在地の商務主管部門は届出状況を上級の商務主管部門に報告しなければならない(新条例ではこれを削除)。</p>	<p>情報開示①日本の法律にはフランチャイザーの情報開示につき強制的な要求があるか。</p>
<p>日本の法律では、小売業のフランチャイザーは情報開示の義務を負うが、その他の業界のそれにはその義務は無い。但し、情報開示を行わない場合も強制的な懲罰規定はない。 「中小小売商業振興法」中の開示要求及び日本フランチャイズチェーン協会の自律基準が参考に行うことができる。また、公正取引委員会が公布した「独禁法下のフランチャイズシステムに関する考察」(以下「フランチャイズガイドライン」という)の中で奨励的な開示事項が規定されているが、強制的なものではなく、単に独禁法で規定する不正取引中の欺瞞的な顧客誘引に該当するか否かの一つの判断に過ぎない。とは言え、執行時には確かに一定の効果が認められる。</p>	<p>第20条： フランチャイザーは國務院商務主管部門の規定に従い、整備された情報開示制度を確立し、それを実行しなければならない。 第21条： フランチャイザーはフランチャイズ経営契約締結日の少なくとも30日前までに書面でフランチャイザーに本条例第二十二條で規定する情報を提供し、かつフランチャイズ経営契約文書を提供しなければならない。「商業フランチャイズ経営情報開示管理弁法」は既に2007年4月6日、中華人民共和國商務部第6回部務会の討議を経て採択され、4月30日商務部令2007年第16号で公布され、2007年5月1日から施行されている。</p>	<p>第17条： フランチャイザー及びフランチャイジー(新条例ではこれを削除)は、フランチャイズ契約の締結前及びフランチャイズ中は、適時、関係情報を開示しなければならない。 第18条： フランチャイザーは、フランチャイズ契約の正式締結日の20日前までに、書面により申込者に真実で正確なフランチャイズに関する基本情報資料とフランチャイズ契約書を提供しなければならない。 第19条： フランチャイザーの開示する基本情報資料には以下の事項が含まれていなければならない。 (1) フランチャイザーの名称、住所、登録資本、経営範囲、フランチャイズ経営に従事している年数等の主要事項、及び会計事務所の監査済み財務報告書の内容及び納税等の基本状況</p>	<p>情報開示②情報開示の具体的内容</p>
<p>「中小小売商業振興法」では、フランチャイズ本部は、フランチャイズ事業に加盟を希望する加盟者と加盟契約を結ぶに当たり、関連する契約内容等の情報について開示するという規定を遵守し、契約内容等の重要事項について加盟者に事前に開示し、かつ書面</p>	<p>第22条： フランチャイザーはフランチャイジーに以下の情報を提供しなければならない： (1) フランチャイザーの名称、住所、法定代表者、登録資本金額、経営範囲、フランチャイズ経営活動の概況 (2) フランチャイザーの登録商標、企業ロ</p>	<p>第22条： フランチャイジーはフランチャイジーに以下の情報を提供しなければならない： (1) フランチャイザーの名称、住所、法定代表者、登録資本金額、経営範囲、フランチャイズ経営活動の概況 (2) フランチャイジーの登録商標、企業ロ</p>	<p>情報開示②情報開示の具体的内容</p>

<p>(2) フランチャイズの数の数、分布地、経営状況、及びフランチャイズチェーンの投資予算表等、フランチャイズ契約を解除したフランチャイズの数がフランチャイズ総数に占める割合。</p> <p>(3) 商標の登録、使用許諾及び訴訟の状況、商号、経営形態等その他の経営資源に関する状況。</p> <p>(4) フランチャイズ料の種類、金額、徴収方法及び保証金返還の条件。</p> <p>(5) 直近5年間の全ての訴訟関連事件。</p> <p>(6) フランチャイズチェーンに提供することができる各種物品またはサービス、及び付加的条件と制限等。</p> <p>(7) フランチャイズチェーンに教育訓練、指導を提供する能力の証明及び提供する教育訓練と指導の実際状況。</p> <p>(8) 法定代表者及びその他の主要責任者の基本状況及び刑事処罰の有無、これまで企業の倒産に対し個人が責任を負ったことがあるか否か（新条例ではこれを削除）。</p> <p>(9) フランチャイズチェーンによって開示を求められているその他の情報資料。 .....</p> <p><b>第20条：</b> フランチャイズチェーンはフランチャイザーからの要求に従い、自身の経営能力に関する資料をありのまま提供しなければならない。それには資格証明書、資金信用証明書、財産証明書等が含まれる。フランチャイズ経営中は、フランチャイザーからの要求に従い適時、運営状況に関する正確な資料等の契約で約定したものを提供しなければならない。（新条例ではこれを削除）</p>	<p>ゴ、特許、専有技術、経営モデルの概況</p> <p>(3) フランチャイズ料の種類、金額、支払い方法（保証金を要求するか否か及び保証金の返還条件（新条例で追加）と返還方法を含む）</p> <p>(4) フランチャイズチェーンに供与する製品、サービス、設備の価格（新条例で追加）と条件</p> <p>(5) フランチャイズチェーンに継続的に供与する経営指導、技術サポート、業務研修等の具体的な内容、供与方法、実施計画</p> <p>(6) フランチャイズチェーンの経営活動を指導、監督する際の具体的な方法（新条例で追加）</p> <p>(7) フランチャイズ拠点の投資予算（新条例で追加）</p> <p>(8) 中国国内（新条例で追加）の既存フランチャイズチェーンの数量、分布地域、経営評価</p> <p>(9) 最近2年間の（新条例で追加）の会計事務所、監査報告書概要及び最近5年間のフランチャイズ経営関連の訴訟及び仲裁（新条例で追加）に係る状況</p> <p>(11) フランチャイザーとその法定代表者の重大な違法経営記録の有無</p> <p>(12) 国務院商務主管部門が規定するその他の情報。 より具体的な規定は「商業特許経営情報開示管理弁法」に基づき実施する。 <b>新条例ではフランチャイジーの情報開示関連の規定を削除</b></p>	<p>資料を交付しなければならぬと規定している。同法第11条にある開示内容は以下の通り。</p> <p>(1) 加盟に際し徴収する加盟金、保証金、その他の金銭に関する事項</p> <p>(2) 商品の販売上の加盟者に対する条件</p> <p>(3) 経営指導関連事項</p> <p>(4) 使用を許諾する商標、商号その他の表示に関する事項</p> <p>(5) 契約期間並びに契約の更新及び解除に関する事項</p> <p>(6) 前各号に掲げるもの以外の経済産業省令で定める事項。 また、「中小小売商業振興法実施規則」第10、11条を参考に出来る。注意すべきは、同法は小売業を対象としており、サービス業のフランチャイズ経営業務はこの制限を受けないという点である。</p> <p>なお、フランチャイズガイドラインでも情報開示を奨励している。具体的な事項は、主に加盟後の関連商品供給条件の事項、加盟者に対する教育・指導を行う事項等の8項目がある。また、加盟者募集の際に販売と利益額を見積もる場合は、合理的な根拠がある事実と計算方法を準備し、かつこれも加盟者に開示しなければならない。</p> <p>また、業界団体の社団法人日本フランチャイズチェーン協会は業界の自主基準を定めている。日本では同協会に参加することでフランチャイズチェーン企業として社会的に認知されるため、協会自主基準には実質的な拘束力があると考えられる。協会の定める情報開示事項は次の通り。</p>
--	---	---

	<p>(1) 中小小売商業振興法で定められた法定開示事項に関して、フランチャイザーは、同法の適用がなされるところと関わらず、法定開示事項を開示する。</p> <p>(2) 公正取引委員会のフランチャイズガイドラインに関しては、フランチャイザーは、「フランチャイズガイドライン」に定められた事項について開示する。</p> <p>② 売上・収益予測の開示をするか否かについては、各フランチャイザーの判断により行なう。また、予測するときは、根拠ある事実、合理的な算定方法等に基づいて行なうことが必要である。</p> <p>(3) 自主的に定める開示事項</p> <p>① 加盟にあたっての注意事項</p> <p>② 経営理念・行動指針</p> <p>③ フランチャイザーの詳細</p> <p>ア、所在地の電話番号、FAX 番号・URL</p> <p>イ、事業内容</p> <p>ウ、主要取引銀行（金融機関）</p> <p>エ、所属団体名</p> <p>オ、沿革 なお、フランチャイジー店1号店の開店日は必ず記載することとする。</p> <p>カ、組織図 なお、フランチャイジーの担当部署は必ず明示することとする。</p> <p>④ 加盟店・直営店別売上高及び店舗数の直近4年間の推移を明示する。</p> <p>⑤ 次の事項については、(1)及び(2)項に該当する事項のほかさらに詳細を開示する。</p>
--	--



<p>情報公開③フランチャイザーの商業秘密に対する保護</p>	<p><b>第21条：</b> フランチャイズ期間中及び契約期間終了後、フランチャイザー及び従業員はフランチャイザーの許可なくしてフランチャイザーの商業秘密の開示、使用（<b>新条例</b>ではこれを削除）または他者に使用させしてはならない。 <b>第22条：</b> フランチャイザーとフランチャイズ契約を締結していないが、フランチャイザーから情報の開示を受けて商業秘密を知った者と申込者は、フランチャイザーの秘密を保持し、フランチャイザーの許可なくフランチャイザーの商業秘密を漏洩し、他人に開示または譲渡してはならない。</p>	<p><b>第18条：</b> フランチャイザーの同意を経ずに、フランチャイザーはフランチャイズ経営権を他者に譲渡してはならない。 フランチャイザーは自らが掌握しているフランチャイザーの商業秘密を他者に漏洩するか、または他者が使用することを認めない。 <b>「商業フランチャイズ経営情報開示管理弁法」</b> <b>第7条：</b> フランチャイザーはフランチャイジーに情報を開示する前に、フランチャイジーに対し秘密保持契約の締結を要求する権利を有する。</p>	<p>ア、オープンアカウントに関する事項 イ、商品の販売条件に関する事項 ウ、経営指導に関する事項 エ、経営期間更新・解除に関する事項 オ、ロイヤリティに関する事項</p>
<p>情報開示④違反関連定法の効果</p>	<p><b>第19条第2款：</b> 情報開示が不十分、または虚偽情報の提供によってフランチャイジーに経済的損失を与えた場合、フランチャイザーは賠償責任を負わなければならない。</p>	<p><b>第23条：</b> フランチャイザーが提供する情報は真実、正確、完全でなければならず、関連情報を隠蔽または虚偽情報を提供してはならない。 フランチャイザーがフランチャイジーに提供する情報が重大な変化が生じた場合は、速やかにフランチャイジーに通知しなければならぬ。 <b>（新条例で追加）</b> フランチャイザーが情報を隠蔽または虚偽情報を提供したときは、フランチャイジーはフランチャイズ経営契約を解除することができる。</p>	<p>「中小小売商業振興法」に基づき、フランチャイズ本部が情報開示の規定に違反した場合は以下の通り。①経済産業大臣がそのフランチャイズの経営者が規定通り情報開示義務を履行していないと見なした場合は、当該経営者に行政勧告を発し、関連規定を遵守するように要求することが出来る。②行政勧告を発した後も、フランチャイズ業務従事者が依然その行政勧告に従わないと認められた場合は、この事実を公表しなければならぬ。同法では規定違反について直接的な懲罰条項を設けていない。 フランチャイズ経営ガイドラインでは、本部が加盟者を募集するに当たり、フランチャイズガイドラインが見</p>

<p>情報開示⑤情報開示規定に違反した罰則</p>	<p>第39条： 本弁法の規定に基づいて情報開示をしなかつた場合は、商務主管部門が是正を命じると同時に、3万円以下の罰金に処することができる。情状が深刻である場合は、工商行政管理部門に請求してその営業許可証を取り消す。</p>	<p>第28条： フランチャイザーが本条例第21条、第23条の規定に違反し、フランチャイジーが商務主管部門に通報し、その事実が確認された場合は、商務主管部門は是正を命じ、1万円以上5万円以下の罰金に処す。情状が深刻な場合は、5万円以上10万円以下の罰金に処し、かつ公告する。第29条：フランチャイズ経営の名目で他者の財産を詐取し、犯罪を構成した場合は、法に依り刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合は、公安機関が「中華人民共和国治安管理法」の規定に従い処罰する。 フランチャイズ経営の名目でマルチ販売行為を行った場合は、「マルチ販売禁止条例」の関連規定に従い処罰する。（本条項は新条例で追加）</p>	<p>定している重要事項について充分開示しないか、または虚偽、誇大宣伝を行い、それによりフランチャイズ業務が実際よりも優良または有利であると誤認させ、競合相手の顧客を自身と取引するように誘導した場合は、独禁法の不正取引の関連規定（独禁法19条）に違反することになると指摘している。また、ガイドラインは本部が行う加盟募集に関する取引行為について不正な取引行為を構成するか否かについての判断基準を明確にしている。その種の行為が不正な取引方法に当たると見なされた場合は、正当な手順を遵守することを前提に、必要な措置を講じて、関連行為の中止、関連契約条項の取消し、または関連する妨害行為の排除を要求できる。</p>
<p>情報開示⑥開示文書の書面</p>	<p>関連する条文は無い</p>	<p>「商業フランチャイズ経営情報開示管理弁法」第8条：</p>	<p>情報開示に関し、日本政府は統一的な様式を定めていない。但し、日本フ</p>

		<p>フランチャイザーがフランチャイジーに情報を開示した後、フランチャイジーは知り得た情報についてフランチャイジーに対し開示証明書(一式2部)を発行する。フランチャイジーが署名し、フランチャイジーとフランチャイザーがそれぞれ1部ずつ保有する。</p>	<p>フランチャイズ協会が定めた開示文書書を参考に行うことができる。</p>
<p><b>業界団体の役割</b></p>	<p><b>第27条:</b> 各レベルの商務主管部門は当該行政地域内のフランチャイズ活動に対する管理と調整を強化し、地元業界組織(商工会)の事業展開を指導しなければならない。 各レベルの商務主管部門はフランチャイジーとフランチャイジーに関する信用記録を作成し、速やかに規則に違反した企業の名簿を公表しなければならない。 <b>第28条:</b> フランチャイズ協会(商工会)は本条に基づいて業界規範を作成し、自立活動を展開し、フランチャイズ当事者に関連サービスの提供に努め、業界の発展を促進しなければならない。</p>	<p><b>第32条:</b> 関連する協会組織は国務院商務主管部門の指導の下、本条例の規定に従いフランチャイズ経営活動の規範を制定し、業界の自律を強化し、フランチャイズ経営活動当事者のために関連サービスを提供する。 「<u>商業フランチャイズ届出管理弁法</u>」<b>第18条:</b> 国の業界団体は政府主管部門の企業届出事業に協力し、十分に業界団体としての調整機能を発揮し、業界の自律を強化しなければならない。</p>	<p>日本チェーンストア協会ガイドライン及び定款。 目的(定款第3条):チェーンストアの健全な発展と普及を図り、小売業の経営を改善することを通じて、わが国流通機構の合理化、近代化を促進するとともに、国民生活の向上に寄与する。 会員資格(定款第5条):一般会員:チェーンストアを営む小売業法人であつて、11店舗以上または年商10億円以上の企業。賛助会員:協会の趣旨に賛同し、これに協力する企業。</p>

中国「小売業者と納入業者の公平取引管理規則」新旧条文対照表  
 —— JICA中国経済法・企業法整備プロジェクト —— 「商事管理条例（仮称）」をめぐる立法討論を中心に

<p>第2回市場流通関連研究会 (2005.12.15)                  テーマ：商務部が制定作業中の商取引関連法の立法に関連する諸問題（特に大規模小売事業者による優越的地位の濫用行為及び不当な販売促進行為に対する規制等）。</p> <p>1、「商取引関連法（仮称）」ドラフトへのコメント（流通政策の観点から）——渡辺達朗 教授                  2、「商取引関連法（仮称）」ドラフトへのコメント（独禁法の観点から）——酒井享平 教授                  3、JICA 専門家質疑応答——中川政直教授のコメント</p>	<p>小売業者と納入業者の仕入れ取引の管理規則                  （意見を求めるための原稿）の関連条文</p> <p>第3条：                  本規則で言う「小売業者」とは、法律に依拠して、工商行政管理部門で登記の手続きをし、消費者に商品を提供する企業を指す。                  本規則で言う「納入業者」とは、小売業者におよびその支店・支部、自営工商業者を指す。                  本規則で言う「仕入れ取引」とは、小売業者が仕入れと販売・代理販売・代理購入・共同経営などの方式で商品を購入する際に、納入業者との間に発生する関連取引関係を指す。</p>	<p>小売業者と納入業者の公平取引管理規則                  の関連条文</p> <p>第3条：                  本規則でいう小売業者とは、法に依拠して、工商行政管理部門で登記を行い、消費者に直接商品を提供し、年間売上高（チェーン店の売上高が含まれる）が1,000万元以上（金額限定）の企業およびその分支機構を指す。                  本規則でいう納入業者とは、小売業者に直接商品および相応するサービスを提供する製造業、代理店、その他仲介業者を含めた企業およびその支所、個人経営の小売業者を指す。</p> <p>第5条：                  小売業者と納入業者が、その取引において商務主管理部門および工商行政管理部門の推薦する契約書の雛形を採用することを奨励する。</p>	<p>専門家のコメント</p> <p>小売業者と納入業者の不公平取引は主に小売業者が優越した地位を濫用し、納入業者の利益を損なうことにある。こういった地位にある小売業者は一定レベルの市場を開拓しており、販売レベルも高い。「規則」は中規模以上の小売業者に對する国の統計局の区分基準に照らし、規制される小売業者は事業年度における売上高が100億以上の企業およびその支所に限定。</p> <p>契約にかかわる問題は、業界団体が民間の立場で統一的な基準をルール化した方が、市場経済の制度としてはふさわしいのではないかと考える。日本においても、標準的な契約書、情報開示基準、伝票フォーマット、領札などは、業界団体において民間企業同士でルール化している。                  また、契約にあたって事前に明確にしななければならない事</p>
<p>第8条：                  納入業者が小売業者に商品を提供する際、双方は契約を締結し、商品の品名・数量・品質・価格・包装方式・運送方式・商品検査とそれに基づいての引取基準・商品返却条件・代金支払い期限・支払い方式・品切れの際の責任・契約解除条件・違約責任・争議を解決するための方法などの内容を明確に定めねばならない。（新法では契約の具体的内容に関する規定は削除）                  契約成立後、双方は契約を全面的に履行し、仮に変更の必要がある場合には、双方が協議し、一致に至らねばならない。</p>	<p>第8条：                  本規則で言う「小売業者」とは、法律に依拠して、工商行政管理部門で登記の手続きをし、消費者に商品を提供する企業を指す。                  本規則で言う「納入業者」とは、小売業者におよびその支店・支部、自営工商業者を指す。                  本規則で言う「仕入れ取引」とは、小売業者が仕入れと販売・代理販売・代理購入・共同経営などの方式で商品を購入する際に、納入業者との間に発生する関連取引関係を指す。</p>	<p>第8条：                  本規則でいう小売業者とは、法に依拠して、工商行政管理部門で登記を行い、消費者に直接商品を提供し、年間売上高（チェーン店の売上高が含まれる）が1,000万元以上（金額限定）の企業およびその分支機構を指す。                  本規則でいう納入業者とは、小売業者に直接商品および相応するサービスを提供する製造業、代理店、その他仲介業者を含めた企業およびその支所、個人経営の小売業者を指す。</p>	<p>専門家のコメント</p> <p>小売業者と納入業者の不公平取引は主に小売業者が優越した地位を濫用し、納入業者の利益を損なうことにある。こういった地位にある小売業者は一定レベルの市場を開拓しており、販売レベルも高い。「規則」は中規模以上の小売業者に對する国の統計局の区分基準に照らし、規制される小売業者は事業年度における売上高が100億以上の企業およびその支所に限定。</p> <p>契約にかかわる問題は、業界団体が民間の立場で統一的な基準をルール化した方が、市場経済の制度としてはふさわしいのではないかと考える。日本においても、標準的な契約書、情報開示基準、伝票フォーマット、領札などは、業界団体において民間企業同士でルール化している。                  また、契約にあたって事前に明確にしななければならない事</p>

			<p>項をあまり複雑にすると、契約コスト＝取引コストの上昇をもたらす結果として取引の効率を落とすのではないかとの懸念もある。</p>
<p><b>第12条：</b> 契約上に別に定めた約定以外に、納入業者はそれ以外の商品に対して検査証明を提供しなされるべきではない；その提供する場合、法定検査検査証明商品である場合、納入業者は小売業者に対して、相応する検査検査証明も提供しななければならない。</p> <p>小売業者が検査証明に異議を唱え、商品検査証明に検査する場合、契約上に別に定めた約定以外に、資質認定の専門検査機構を通じて検査し、検査費用はその検査機構の合法的な領収証書を証拠としなければならない。検査の結果、商品が合格の場合には、小売業者が検査費用を負担する；商品が不合格の場合には、納入業者が検査費用を負担する。</p>	<p>新法では検査費用に関する規定は削除</p>	<p><b>第11条：</b> 販促サービス費の受領後、小売業者は契約の約定に照らし、納入業者に相応のサービスを提供しななければならない；勝手にサービスを中止またはサービス基準を低下させてはならない。小売業者が相応するサービスを完全に提供しない場合は、納入業者に対し未だ提供していない部分の費用を返還しななければならない。</p> <p><b>第12条：</b> 小売業者は受領した販促サービス費を記載し、納入業者に領収書を発行し、規定通りに納税しななければならない。</p>	<p>検査費用の分担の問題は、基本的に民事的な問題である。</p>
<p><b>第16条：</b> 販売促進活動によって発生する費用とリスクについで、小売業者は納入業者と合理的に分担しななければならない。</p> <p>契約上で別に定めた約定以外に、小売業者が販売促進サービス費を受取る期間は、営業許可証の取得後でなければならない；かつまた相応しいサービスを提供する前の30日より早く提供しなならない。（期限は新法では削除）</p> <p>小売業者が商品代金を直接に割り引く方式で販売促進サービス費を受取る場合、納入業者に対して事前に代金割引計算書の各項の明細なデータを提供しななければならない；また納入業者の書面での同意を得て初めて、代金を割り引くことができる。</p>	<p><b>第11条：</b> 販促サービス費の受領後、小売業者は契約の約定に照らし、納入業者に相応のサービスを提供しななければならない；勝手にサービスを中止またはサービス基準を低下させてはならない。小売業者が相応するサービスを完全に提供しない場合は、納入業者に対し未だ提供していない部分の費用を返還しななければならない。</p> <p><b>第12条：</b> 小売業者は受領した販促サービス費を記載し、納入業者に領収書を発行し、規定通りに納税しななければならない。</p>	<p><b>第8条：</b> 小売業者は納入業者に小売業者の売り場に従</p>	<p>取引上優越した地位にある小売業者が行えば不当な地位濫用行為となる可能性があるが、一般的に取引条件の履行に30日等の期限を規定することには違和感がある。</p>
<p><b>第19条：</b> 納入業者が販売促進サービスのために、小売業</p>		<p><b>第8条：</b> 小売業者は納入業者に小売業者の売り場に従</p>	<p>(一)及び(二)に関する業務でも、優越的な地位にある事業</p>

	<p>者の経営場所に人員を派遣する場合、納入業者と小売業者は契約を締結し、派遣する人員の業務内容・業務時間・業務期限・給料の支払い・人員管理・関連する費用などの事項について、明確な約定を制定しなければならぬ。</p> <p>小売業者は、納入業者が派遣した人員に対して、納入業者が提供した商品とは無関係なその他の業務に従事するよう要求してはならない。ただし以下の場合は、この限りではない。</p> <p>(一) 経営場所の消防・治安管理あるいは緊急状況処理に係る業務；</p> <p>(二) 消費者に対する統一的な情報提供やヘルプ；</p> <p>(三) 契約上で別に約定を結び、かつ小売業者が必要経費を負担する、その他の業務。</p>	<p>業員を派遣し、サービスを提供することを要請してはならない。ただし、以下の場合を除く。</p> <p>(1) 納入業者が同意し、かつ納入業者の派遣員が当該納入業者の納入する商品に関連する販売サービスのみを行う場合。</p> <p>(2) 納入業者と協議のうえ、納入業者の派遣員の業務内容、労働時間、業務期間等の条件について合意し、かつ派遣員に掛かる費用を小売業者が負担する場合。</p>	<p>者が納入業者に対して過大な責任を負わせるので、全く問題がないとまでは言い切れない。</p> <p>流通業の一般的分業からすると、納入業者の職責は小売業者に商品を提供し、小売業者は消費者への商品販売に責任があり、小売業者は納入業者に対して販売促進員を派遣させ、販売促進サービスを提供させ、販売はならない。納入業者が販売促進員の派遣に同意し、報酬を支払う場合は、販売促進員の業務目的はある特定の商品の販売とする。しかし実際には、一部の小売業者は統一的な管理を理由に販売促進員に在庫整理や貨物の運搬といった本業と関係ない業務に従事させ、販売促進員と納入業者に対する負担を増大させ、公平の原則に違反している。</p>
<p><b>第21条：</b> 小売業者は、以下のような行為を制限してはならない；</p> <p>(一) 納入業者が消費者に対して直接に商品を販売する際、その価格は小売業者の販売価格と同程度にも、あるいはそれ以下にもならないように納入業者に要求すること；</p> <p>(二) 取引条件の変更・取引への不参加・取引の断絶などによって納入業者を脅迫し、納入業者が一定の地域において、小売業者と競争関係にある別の小売業者に商品を提供しないよう要求すること；</p> <p>(三) 取引条件の変更・取引への不参加・取引の断絶などによって納入業者を脅迫し、納入業者の特定の小売業者に対する商品の提供</p>	<p><b>第7条：</b> 小売業者は下記の公平競争を妨げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) 納入業者が直接消費者や他の経営者に商品を販売する際の価格を制限する。</p> <p>(2) 納入業者が他の小売業者に商品またはサービスを供給することを制限する。 (新法では取引形態ごとに整理されている)</p>	<p>(意見募集稿の) (二) と (三) は、行為類型として重複する部分があるのではないか。</p>	

	<p>を、正当な理由もなく制限すること；  (四) 処罰やその他の責任の強化によって納入業者を脅迫し、納入業者がその他の小売業者に対して、更に有利な卸売価格で商品を提供しないよう要求すること。</p>		
<p>第23条：  納入業者・小売業者は適切な監督管理制度を樹立し、関係者が商品の仕入・販売の過程で取贈賄行為を行うことを禁止しなければならない。  司法機関の判定あるいは行政機関の法律に依拠した認定を受けるまでは、いずれの一方も、相手側の関係者が自分側の関係者に対して実施した賄賂を理由に、相手側に違約責任をとるよう要求してはならない。</p>	<p>新法では削除</p>		<p>(本条文の規定は) 刑法上で禁ずべき不正行為、業界団体がルール化すべき不正行為ではないが、自主的に規制すべき行為などが混然一体となっており、もう少し整理が必要な印象を受ける。</p>
<p>第24条：  チェーン店系の小売業者が新店舗を開設する際、現在の店舗に商品を提供している納入業者には、その新店舗の商品の仕入れに参加するか否か、自主的に選択する権利がある。チェーン店系の小売業者は、如何なる手段によっても強制してはならない；チェーン店系の小売業者には、現在の店舗に商品を提供している納入業者を、新店舗の商品の仕入れに参加させるか否か、自主的に選択する権利がある。現在の店舗の納入業者は、如何なる手段によっても強制してはならない。</p>	<p>新法では削除</p>		<p>チェーン店系の小売業者に、現在の店舗に商品を供給している納入業者を新店舗の商品の仕入れに参加させるか否か、自主的に選択する権利がある。現在の店舗の納入業者は、如何なる手段によっても強制してはならないとすると規定は、納入業者が取引上優越的な地位にある場合を想定しているのか。</p>
<p>第25条：  小売業者が仕入れ・販売方式によって商品を販売する場合、納入業者が毎日補充する商品に対しては、商品の仕入れから10日以内に納入業者が商品代金を支払わねばならない；消費の早い商品に対しては、商品の仕入れから45日以内に納入業者が商品代金を支払わねばならない；その他の商品に商品代金を支払わねばならない；その商品の仕入れから75日より遅くならない；双方が商品代金の支払い期限を定め、納入業者が商品代金の支払い期限を明確に定めていない場合、小売業者は商品の仕入れ後45日以内に納入</p>	<p>第14条：  小売業者は納入業者と商品属性に基づき契約書に代金支払い期限を明確に約定しなければならぬ。ただし、約定する支払い期限は最長でも商品受領後60日を超えてはならない。</p>		<p>支払期限を安易に規定するべきではない。日本の下請法の場でも、商品の納入時点からの支払期限は60日以内である。下請法のこの規定は、支払者が取引上優越していることが前提となる上に、国会で可決された法律であって、日本では行政庁の規則でこのような規制を行うことはできない。</p>

	<p>業者に商品代金を支払わねばならない。  (新法では以上の期限は削除)  本規則で言う「消費の早い商品」とは、消費者の消耗が比較的早く、たえず重複して購入する商品を目指す。食品・飲料・酒類・個人用衛生用品・煙草などの日常用品を含む。  第26条契約で別に定めた約定以外に、小売業者が代理販売・代理購入・共同経営などの方式で商品を販売する場合、商品の販売後30日以内に納入業者に商品代金を支払わねばならない。(新法では60日に)</p>		
<p><b>第27条:</b>  小売業者が自身の原因で、納入業者に対する商品代金の支払いが遅れた場合、銀行の同時期の貸付利率に基づいて納入業者に滞納金を支払わねばならない。  <b>第30条:</b>  小売業者・納入業者のいずれの一方でも、契約を繰上げ解消する場合、法律規定あるいは事前に定めた条件に合致しなければならぬ。契約上で別に定めた約定以外に、契約の解消を申し出た一方は、30日前に書面にて相手方へ通知しなければならぬ。  <b>第31条:</b>  契約を繰上げして解消する、あるいは契約終了時に再度契約を締結しない場合、既に販売した商品が納入業者側の原因で品質に問題があった際には、納入業者が適切な法律上の責任を負わねばならない。</p>	<p>新法では削除</p>		<p>これらの規定は民法や商法に基づいて当事者間で解決すべきことであり、行政規則と混然一体にすべきではない。もう少し整理が必要なる印象を受ける。</p>



中国「小売業者の販売促進行為の管理規則」新旧条文対照表

—— JICA中国経済法・企業法整備プロジェクト——「商取引関連法（仮称）」をめぐる立法討論を中心に

第2回市場流通関連法研究会（2005.12.15） テーマ：商務部が制定作業中の商取引関連法の立法に関する諸問題（特に大規模小売事業者による優越的地位の濫用行為及び不当な販売促進行為に対する規制等）。	
1、「商取引関連法（仮称）」ドラフトへのコメント（流通政策の観点から）——渡辺達朗 教授	
2、「商取引関連法（仮称）」ドラフトへのコメント（独禁法の観点から）——酒井草平 教授	
3、JICA 専門家質疑応答——中川政直教授のコメント	
討論問題	「小売業者の販売促進行為の管理規則」 (2006.10.15 施行)
流通政策の観点から： ①「販売促進」の定義について	<p>第3条： 本規則にいう「小売業者」とは、法律に依拠して、工商行政管理部門で登記を行い、消費者に商品を直接販売し、相応しいサービスを提供する（新法では削除）企業およびその支店・支部、自営工商業者を指す。 本規則にいう「販売促進」とは、小売業者が消費者を引きつけ、販売を拡大するために展開する各種の（新法では削除）マーケティング活動を指す。</p>
流通政策の観点から： ②具体的な販売促進行為の規則について	<p>第11条：（別添資料を参照） 第16条：（別添資料を参照） 第14条： 小売業者は期間限定の販売促進活動を展開するにあたり、商品がその（促進販売）期間中、十分に提供できるよう保証しなければならない。 小売業者は数量限定の販売促進活動を展開するにあたり、販売促進商品の具体的な数量を明示しなければならない。チェーン店系の企業に属する多くの店舗が同時に（新法に追加）数量限定の販売活動を展開するにあたり</p>
	<p>JICA 専門家のコメント 日本の「景品・表示法」に相当する管理規則と考えられるが、「販売促進行為」の定義が抽象的で、かなり広い範囲の行為が対象になり、小売業者の自主的な活動を阻害する可能性がないか懸念される。もう少し限定的な定義が必要ではないか。</p>
	<p>いくつもの行為に関する規則は、かなり細部にまで及んでいて、それらは政府の規則によってではなく、業界における民間レベルの規制——日本では業</p>

売活動を展開するにあたり、活動に参加する店舗は数量限定商品の各店舗の分配数を消費者に明示しなければならぬ。

第22条：

小売業者はサービス券による販売促進活動を展開するにあたり、サービス券を使用できる商品の範囲・使用期限・使用規則などを消費者に明示しなければならぬ。

小売業者は、消費者が必ず一定額の人民元を支払い、その後で初めて一定額のサービス券を使用するよう要求してはならない。

第23条：

消費者はサービス券を入手してから、サービス券による販売促進活動の終了後 10 日以内の間、均しくサービス券を使用する権利を有し、サービス券で購入できる商品をサービス券で入手する権利を有する。

(以上 2 条文は新法では削除)

第24条：

賞品による販売促進 (別添資料を参照)

第25条：

小売業者は籤引き方式の賞品による販売促進活動を展開するにあたり、籤のあたる確率・賞金額 (あるいは賞品名称・数量・規格・品質レベル)・賞品への引き換え期間と方式などの事項を明示しなければならぬ; 小売業者は贈り物による販売促進活動を展開するにあたり、消費者に対して贈り物の名称・数量・規格・品質レベルを明示しなければならぬ。

第26条：

小売業者は賞品・贈り物に対して、賞品販売と同等な責任と義務を負わねばならぬ。ただし賞品・贈り物と販売商品を事前に明確に区分し、またその品質保証や販売後の

り、数量限定商品の各店舗の具体的な数量を明示しなければならぬ。数量限定の販売促進活動は、販売促進商品の販売終了後、即座に明示しなければならぬ。(新法に追加)

草案 22、23 条は新法では削除

第13条： (別添資料を参照)

草案 25、26 条は新法では削除

界レベルで公正取引協議会を組織し「公正競争規約」を策定した方がいいのではないかとの印象を受ける。

中川教授：景品提供に関して、日本では提供の仕方に応じて規制内容が異なり、景品規制の水準は、緩和される傾向にある。

<p>サービスについて消費者に特別に説明している場合は除外する。(以上2条文は新法では削除)</p> <p>第27条: 小売業者はポイント制の優待カードによる販売促進活動を展開するにあたり、ポイント獲得方式・ポイントの有効期間・同カードによる優待・利益返還の割合(新法では削除)などの内容を消費者に事前に明示しなければならぬ。</p>	<p>第15条: 小売業者はポイント制の優待カードによる販売促進活動を展開するにあたり、ポイント獲得方式・ポイントの有効期間・同カードによる優待など関連する内容を事前に明示しなければならぬ。</p> <p>消費者がポイント制の優待カードを作成した後、小売業者は既に明示した上記事項を変更してはならない。ただし消費者の権益を増加させる場合は例外とする。(新法に追加)</p>	<p>違反行為を防ぐための担保として、罰則等をどのようにしようかと考えているのか。</p> <p>違反行為を防ぐため、行政庁の排除命令に従わない事業者に対しては行政罰等を科す権限を行政庁に与えることは必要である。(日本でもBSEがらみの不当表示事例でその必要性が痛感された。)</p>
<p>流通政策の観点から: ③ 罰則について</p>	<p>関連条文なし</p>	<p>第23条: 小売業者が本規則規定に違反し、それが法律法規に規定されている場合は、その規定に従うものとする。規定がない場合は、訂正を命じ、違法所得がある場合は、違法所得の3倍以下の罰金に処することができ、ただし、最高で3万円を超えないものとする。違反所得がない場合は、1万円以下の罰金に処することができる。公告も可能である。(新法に追加)</p>
<p>独禁法の観点から: ① 罰則について ② 監管理を行う部門について</p>	<p>第4条: 各地の価格・公安(新法では削除)・商務・税務・工商・品質検査(新法では削除)などの部門は、法律・法規および関連規定に依拠して、各自の職責の範囲内で、本規則に違反する行為に対して取締りを行う。</p> <p>関係の及ぶ範囲が広く、状況が複雑な違法行為に対しては、各部門は緊密に協力し、情報交換を強化し、協同して取り締まらねばならない。(新法では削除)</p> <p>第31条: 小売業者・卸売業者が本規則の関連規定に違反している場合、如何なる機関・個人も均</p>	<p>第21条: 各地の商務、価格、税務、工商などの部門は法律法規および関連する規定に基づき、各職責の範囲内で販売促進行為に対し監督管理を行う。犯罪の疑いがある行為に対しては、公安機関が法律に依拠して調査・処理を行う。(新法に追加)</p> <p>第22条: 本規則規定に違反している行為に対して、如何なる機関・個人も均しく、上述の部</p>
		<p>独占禁止法的規制(景品表示法の規制も含む。)は、独占禁止法の施行官庁に主管させるべきである。不当表示規制については、市場における情報の非対称性(取引参加者の間で、例えばメーカーと消費者の間で商品内容や取引条件に関する情報量に格差が生じるとき、市場メカニズムは十分に機能しない。)を補正する政策手段として意義を有しているところから、運用主体をより広範なものとする必要があるがあり、その意味</p>

<p>独禁法の観点から： ③ 不当表示について</p>	<p>しく、小売業者の所在地の価格・商務・税務・工商・品質検査（削除）などの部門に告発することが可能である。告発を受けた部門は、その告発を認め、またその告発者に対して秘密保持の義務を負う。（新法では削除）告発を受けた部門は、告発事項に対して即座に調査を行い、法律に依拠して処罰する；仮に告発事項が、その部門の調査・処理の範囲に属さない場合、関連部門がその告発状況を調査・処理するよう、即座に転送しなければならぬ。 告発された人間は、如何なる方式をもっても、告発者に対して打撃的報復を与えてはならない。（新法では削除）</p>	<p>門に告発することが可能である。関連機関は告発を受けた後に、法律に依拠して調査・処理を行わなければならない。</p>	<p>で、業種監督官庁や地方（自治的）行政官庁に規制権限を与えるべきではあるが、補助的なものに限るべきである。業種監督官庁は消費者利益に対する志向性が弱いからである。</p>
<p>第8条： 小売業者は販売促進活動を展開するにあたり、販売促進の理由・方式・規則・期限・販売促進商品の範囲および関連する付加的条件などの具体的な情報を、経営場所の目立つ位置に提示して、消費者に明示しなければならない。</p> <p>既に公に明示した以前の事項に対して、法律・法規および本規則の規定に違反する以外は（新法では削除）、小売業者は販売促進活動の期間を変更してはならない；小売業者が法律・法規および本規則の規定に違反するたために以前の事項を変更し、それが原因で既に商品を購入した消費者に損失を与えた場合は弁償しなければならない。（新法では削除）</p> <p>第9条： 小売業者は販売促進活動で宣伝を行う際、その宣伝は真実・合法・明快・明白でなければならない。曖昧で、誤解を惹き起こし</p>	<p>第7条： 小売業者は販売促進活動を展開するにあたり、経営場所の目立つ位置に販売促進内容を明示しなければならない。同内容には販売促進の理由・方式・規則・期限・販売促進商品の範囲および関連する制限条件などが含まれる。（新法に追加） 販売促進活動に参加しないカウンターあるいは商品については、その旨を明示し、店舗全体での販売促進活動であると宣伝をしてはならない（草案9条の第2款に相当）。例外商品や、制限条件、附加条件のある販売促進規則を明示する際には、その文字や図面を明確にしなければならぬ（新法に追加）。 小売業者は販売促進活動を展開した後、明示した期間内に販売促進内容を変更してはならない。ただし不可抗力による変更は例外とする。（新法に追加）</p> <p>第6条： 小売業者は販売促進活動で広告およびその他の宣伝を行うに当たり、その内容は真実・合法・明快で、分かりやすくなければならない。</p>	<p>中国の不当競争防止法には、不当表示規制のための規定が存在するが、これらの規定との関係がどうなるのか、調整が必要となるのではないか。 不当表示規制については、情報の非対称性を補正する政策手段として意義を有している。</p> <p>「環境に優しい」という表示は商品にそのような実態を伴っていないければ不当表示として規制すべき場合もあり得るが、「素晴らしい」という表示は</p>	<p>中国の不当競争防止法には、不当表示規制のための規定が存在するが、これらの規定との関係がどうなるのか、調整が必要となるのではないか。 不当表示規制については、情報の非対称性を補正する政策手段として意義を有している。</p>

やすい言葉や文字を使用してはならない。  
 およそ販売促進活動に参加しないカウンタ  
 ターあるいは商品については、その旨を明示  
 し、店舗全体での販売促進活動などの名称で  
 宣伝をしてはならない。(新法7条第2款に  
 相当)

#### 第10条:

小売業者は販売促進活動を展開するにあ  
 たり、書式契約・通知・声明・店舗内告示な  
 どの方式(新法では削除)、あるいは最終解  
 釈権の保留という名目で、消費者の合法的権  
 益を損ない、消費者に対して不公平・不合理  
 な限定をしてはならない。(新法では削除)  
 (新法6条後半に相当)  
 関連条文なし。

#### 第12条:

小売業者は販売促進活動を展開するにあ  
 たり、販売促進商品に対して、商品の品質や  
 購入後のサービスマネジメントを下げたはなら  
 ない。販売促進商品は人身・財産の安全要求に  
 合致しなければならぬ。

国家が販売促進商品に対して強制的基準  
 あるいは強制的認証を要求する場合、販売促  
 進商品は関連規定に合致しなければならぬ  
 (新法では削除)。

#### 第13条:

小売業者は販売促進方式によって、品質に  
 問題はあるが、正常な使用には影響を及ぼさ  
 ない商品を販売する場合、その旨を消費者に

い。曖昧で、誤解を惹き起こしやすい言葉や  
 文字、図面、映像(新法に追加)を使用して  
 はならない。最終解释权という名目を残して  
 いて、消費者の合法的権益を損害してはならぬ  
 こと。(草案10条に相当)

#### 第10条:

小売業者が販売促進活動を展開するにあ  
 たり、正札をつけて値段を表示し、価格札や  
 価格表を整え、値札の内容を真実かつ明確な  
 ものとし、はっきりとした文字で書き、商品札  
 を正しく付け、表示を目立たせねばならぬ  
 こと。値札よりも値段を吊り上げて販売しては  
 ならない。明示していない場合には如何なる  
 費用も、もたらしてはならない。(新法に追加)

#### 第12条:

小売業者は販売促進活動を展開するにあ  
 たり、販売促進商品(くじ付き賞品や贈り物  
 を含む)(新法に追加)の品質や購入後のサ  
 ービスマネジメントを下げたはならない。品質の不  
 適格な物品を賞品や贈り物にしてはならぬ  
 こと。(新法に追加)。

草案13条は新法では削除。

らしい贈り物」といった単なるム  
 ード的な表示まで規制対象にす  
 ると表現の自由を侵しかねない  
 し、規制コストを増大させるの  
 で、放置しても差し支えないの  
 ではないかと思う。

<p>独禁法の観点から： ④ 同業者協会の役割について</p>	<p>事前に明示しなければならぬ(新法では削除)。 第24条： 小売業者は賞品による販売促進活動を展開するにあたり、賞品や贈り物の価値を捏造し、「素晴らしい贈り物」など(新法では削除)曖昧な言葉や文字で消費者に誤解させてはならない；小売業者は本規則の第十四条規定に違反する物品を、賞品や贈り物にしてはならない。(新法では削除) 第14条： 小売業者は販売促進活動において、他の物や賈物を混ぜた商品、賈物を本物と偽った商品、二流品を一流品と偽った商品、生産製造業者・製造業者の住所・生産期日のない商品、変質した商品、期限を過ぎた商品を販売してはならない。不合格商品を合格商品と偽ってはならない。商品の数量や重量を減らしてはならない(新法では削除)。 第30条： 同業者協会が商業小売企業の信用記録をつくり、自律性を強化しよう奨励し、小売業者が頻度も適用範囲も適当な販売促進活動を展開するよう指導する。</p>	<p>第13条： 小売業者は賞品による販売促進活動を展開するにあたり、賞品や贈り物を展示しなければならぬ(新法に追加)。賞品や贈り物の価値を捏造し、曖昧な言葉や文字で消費者を誤解させてはならない。  草案14条は新法では削除</p>	
<p>独禁法の観点から： ⑤ 価格表示について</p>	<p>第16条： 小売業者は販売促進活動を展開するにあたり、専用の価格記録を作り、販売促進活動の前と期間中の商品価格情報を如実に記録し、適切に保管し、法律に依拠して価格主管部门の(新法では削除)監督検査を受けなければならない。</p>	<p>第19条： 同業者協会が商業小売企業の信用記録をつくり、自律性を強化しよう奨励し、小売業者が合法・公平・誠実、信用ある販売促進活動を展開するよう指導する。</p>	<p>細部にわたる規律を、業界における民間レベルの規制——「公正競争規約」を業界に策定させ、同業界で組織する公正取引協議会により運営させる——に委ねることが、規約等のルールが運用に当たっては、基本的な費用であるが、価格等の競争を制限することがないよう主官官庁は十分監督する必要がある。</p>
	<p>第9条： 小売業者は販売促進活動を展開するにあたり、整った内部価格管理記録を作り、販売促進活動の前と期間中の価格情報を如実に、正確に、揃えて(新法に追加)記録し、適切に保管し、法律に依拠して監督検査を受けなければならない。</p>	<p>価格についての表示を規制する場合、くれぐれも価格競争を制限することのないよう慎重に行うべきである。 商品の原価を表示させることは、価格競争を制限するので、好ましくない。原価は重要な事</p>	

	<p><b>第17条：</b> 小売業者は割引・値下げ・特価（本文より削除）の販売促進活動を展開するに当たり、割引・値下げ・特価の理由や期間を実際のとおり説明し、また商品の原価を明確に表示しなければならぬ。原価を明示しない、あるいは（新法では削除）原価を虚偽に表示する場合、価格詐欺と見なす。</p> <p><b>第18条：</b> 小売業者は販売促進活動を展開するに当たり、その販売促進商品の表示価格は、その販売促進活動以前にその経営場所で表示していた価格よりも高くしてはならない。（新法では削除）</p> <p><b>第19条：</b> 小売業者は、虚偽の在庫整理・建物の取り壊しによる立ち退き・休業・転業・破産（新法では削除）などの事由で、販売促進活動を展開してはならない。在庫整理・建物の取り壊しによる立ち退き・休業・転業・破産などの事由で、販売促進活動を展開する場合は、販売促進活動の期間は30日を超過してはならない。（新法では削除）</p>	<p><b>第11条：</b> 小売業者は販売促進活動を展開するに当たり、捏造した原価を利用した割引、あるいは誤解を与える表示価格法や価格手段による欺瞞、消費者の商品購入の誘導をしてはならない（新法に追加）。</p> <p><b>草案 18 条は新法では削除</b></p>	<p>業者の秘密であり、それが秘されておける価格競争が可能になる。誰も、ポーカーをするときに、札を見せ合ってゲームをすることはないであらう。日本では1977年になされた独占禁止法改正の原案（試案骨子）の中に、同調値上げをした事業者に対して原価公表を命じた案が含まれていたが、価格競争を制約することになり、盛り込まれなかった経緯がある。</p>
<p>独禁法の観点から： ⑥ 販売促進活動の期間について</p>	<p><b>第24条：</b> 各省、自治区、直轄市は当地の実際の状況と照らし合わせ、販売促進行為に関連する規定を制定、規範としてもよい。</p> <p><b>第25条：</b> 本規則は商務部、发展改革委、公安部、税務総局、工商総局にその解釈を委ねるものとする。 （以上2条文は新法に追加）</p>	<p><b>第16条：</b> 小売業者は在庫整理、建物の取り壊しによる立ち退き、営業停止（新法に追加）、休業、転業などの理由を捏造し、販売促進活動を展開してはならない。</p>	<p>販売促進活動の期間を制限することは、過度な規制ではないだろうか。</p>
<p>JICA 専門家質疑応答 ① 規則の移行性について</p>	<p>関連条文なし</p>	<p><b>第5条：</b> 小売業者は販売促進活動を展開するに当たり、適切な安全管理（新法では削除）設備</p>	<p>「小売業者の販売促進行為の管理規則」には、独占禁止法で規制すべき問題が多数含まれており、独占禁止法ができてからの暫定規定である旨を明確にするため、時限立法とすることを検討すべきだ。</p> <p>中国業界団体：施設の安全管理に関する規定があるが、これは商務部ではなく保安当局が管理す</p>

	<p>と管理措置を備え、消防安全通路が問題なく通れるよう、確保しなければならない。開業・祝祭日・店の記念日・特定のテーマについての販売促進・時間と数量を制限した商品購入（新法では削除）など、規模の比較的大きい、あるいは治安問題を惹き起こす可能性のある（新法では削除）販売促進活動に対して、小売業者は詳細で綿密（新法では削除）な安全応急案を制定し、良好な購買秩序を保障しなければならない。</p>	<p>防安全通路が問題なく通れるよう、確保しなければならない。開業・祝祭日・店の記念日・特定の比較的大きい販売促進活動に対して、小売業者は詳細で綿密な安全応急案を制定し、良好な購買秩序を保障し、販売促進活動による交通渋滞、秩序の混乱、疾患の伝染、人身傷害や財産の損失を防止しなければならない。（新法に追加）</p>	<p>るべきではないか。</p>
<p>JICA 専門家質疑応答 ③ 届出制度について</p>	<p>関連条文なし</p>	<p>第20条： 一店舗の営業面積が3000平方メートル以上の小売業者が、新店開業・祝祭日・店の記念日などの名目で販売促進活動を行う場合、販売促進活動の終了後15日以内に、明示した販売促進内容を経営場所の存在する県級以上（県級を含む）の商務主管部門に報告し、記録に残さねばならない。（新法に追加）</p>	<p>中国業界団体：届出の規定があるが、現実に多数の届出に対応できているのか。（要確認） 中国側：規則案に関する説明で、届出できるのは、3000㎡以上の店舗と規定された。</p>
<p>その他</p>	<p>第11条： 小売業者は販売促進活動を展開するに当たり、その販売促進商品は法律に依拠して納税しなければならない。</p> <p>第15条： 販売促進活動の期間あるいはその終了後、消費者が品質など正当な原因によって、購入した商品の返品を要求する場合、小売業者は関連規定に基づいて返品を認めなければならない（新法では削除）。販売促進を理由に返品を拒絶してはならない。返品妨害となることを設置して、返品のための手続きを複雑にしてはならない。</p> <p>第28条： 消費者が販売促進商品の領収書や購入証書の提供を求めた場合、小売業者は作成しな</p>	<p>第8条： 小売業者は販売促進活動を展開するに当たり、その販売促進商品（くじ付き賞品や贈り物を含む）（新法に追加）は法律に依拠して納税しなければならない。</p> <p>第18条： 小売業者は販売促進を理由に返品を拒絶、あるいは消費者の返品妨害をしてはならない。</p> <p>第17条： 消費者が販売促進商品の領収書や購入証書の提供を求めた場合、小売業者は即座に</p>	



ければならず、拒否してはならない。

小売業者は消費者が購入した商品の金額が少ないことを理由に、領収書の作成を拒否してはならない；領収書を作成する際、（新法では削除）消費者に購入した商品以外に他の費用を負担するよう要求してはならない。

第29条：

小売業者は、消費者が人民元1角以下の小銭のおつりを返して帝越した場合、如何なる理由があろうとも、それを拒否してはならない。（新法では削除）

（新法に追加）作成しなればならず、消費者に購入した商品以外に他の費用を負担するよう要求してはならない。

草案 29 条は新法では削除

項目	評価設問		判断基準・方法	必要なデータ	情報源	データ収集方法	調査結果
	大項目	小項目					
1 妥当性	1-1 必要性	中国の開発政策との整合性	中国の市場経済化における立法政策	事前評価報告書 ・ 全人代立法計画 ・ 実施機関コメント	資料レビュー ・ インタビュー	第10期全国人民代表大会立法計画(2003~2006年)において、今回の対象法例である公司法、独占禁止法が緊急性のある第一類に分類されている他、市場流通関連法分野については、WTO加盟議定書の履行期限が迫っていることから、本プロジェクトの妥当性は高い。	
		ターゲットグループのニーズとの合致度					全人代立法計画
	1-2 手段の適切性	日本の援助政策・JICA 国別事業実施計画との整合性	日本の対中協力における経済関連法整備の位置づけ	事前評価報告書 ・ 実施機関コメント ・ 経済産業省技術協力課ホームページ資料 ・ 外務省国別援助計画	資料レビュー	2001年10月に外務省が策定した『対中国経済協力計画』の重点分野・課題別経済協力指針の一つに「法の支配や行政における透明性・効率性の向上」を含む「改革・開放支援」が位置づけられた。従って、本プロジェクトの妥当性は高い。	
1-3 その他	1-1(1) 立法支援におけるターゲットグループの適定の適正性	草案の起草(主官部門)、審査(國務院)、審議(全人代)、解釈・執行(人民法院)関係者の参加状況	研究会、訪日研修の中国側参加者の内訳	研究会報告書、訪日研修資料等 (別添 C/P 配置一覧表)	資料レビュー	セミナー、研究会、訪日研修に参加したメンバーは中国側 C/P および参考機関における法案の起草担当者あるいは執行担当者であり、ターゲットグループの適定は極めて適正であった。	
		1-1(2) 日本のノウハウの優位性	中国側の協力要請背景 日本の法の発展過程	事前調査報告書 商務部等関係機関	資料レビュー ・ インタビュー	中国の社会主義市場経済体制において、政府主導の市場秩序構築は戦後高度成長期に日本が経験した政策方針に類似している側面があり、今後の市場の成熟に伴う規制緩和の経験も中国側にとって参考になるものであった。このような経験は欧米諸国には存在せず、日本の特異性を生かしたノウハウが提供された。	
		中間評価以降のプロジェクト環境(政策、経済、社会等)の変化	環境変化の有無、変化の内容	商務部等関係機関	資料レビュー ・ インタビュー	中間評価以後、実施された支援協力を基礎として、さらなる支援ニーズが顕在化している。このため、プロジェクトの延長・継続のニーズが高い。	
	妥当性の総合評		本プロジェクトは研究会・セミナー開催及び訪日研修員の受入れを通じて立法・審議及び法令の適用・執行にかかる中国側関係者に対し、同国の立法計画に				

	価		<p>則って草案に対する立法助言及び関連する日本の法制度等の紹介を行った。本プロジェクトにおいて採用した「比較法研究」型手法は起草から立法化過程まで全てのプロセスについて中国側の法律専門家の理解を深めることを通じて、中国の現状に合致した法律が策定され、中国の人材育成に貢献する点で適明かつ妥当性の高いものであった。</p>
--	---	--	---

評価グリップ(2/4)

項目	評価設定		判断基準・方法	必要なデータ	情報源	データ収集方法	調査結果
	大項目	小項目					
2 有効性	2-1 プロジェクト目標の達成			実績(成果)	・実績表	・資料レビュー	プロジェクト目標の達成状況及びプロジェクト目標とアウトプットの関連性から見て、プロジェクトの有効性は相当に高いと判断できるもの、当初予想されていた外部的な件へ対応するため、プロジェクトの一部が実施されなかった。
	2-2 因果関係(全サブプロジェクト)	2-2-(1) 成果はプロジェクト目標を達成するために十分であったか	・起草チームの参加状況 ・研究会・訪日研修参加者の理解度・満足度	・実績(成果) ・研究会・研修参加者による評価表	・研究会報告書、訪日研修資料等 ・研究会・訪日研修参加者	・資料レビュー ・インタビュー	プロジェクトは、プロジェクト目標の達成に向けて順調に進捗している。研修参加者に蓄積された知見は、その後も所属機関において活用され続けており、高い評価を受けている。
	2-2-(3) プロジェクト目標達成の貢献・阻害要因		・知識移転内容と研修カリキュラム ・関係者の意見 ・協議議事録	・商務部等関係機関 ・専門家 ・モニタリング報告書	・資料レビュー ・インタビュー	特に中国側参加者による資料の取、内容、翻訳の質は高く評価され、満足度が高い。	
有効性の総合評価							プロジェクト目標と設定されたアウトプットは適切に関連し、アウトプットに過不足はなかった。全体を通じて、プロジェクトの中国側参加者の満足度は高く、ニーズに的確に応えることができた点で有効性は高い。

## 評価グリッド(3/5)

項目	評価設問		判断基準・方法	必要なデータ	情報源	データ収集方法	調査結果
	大項目	小項目					
3 効率性	3-1 アウトプットの達成度(全サブプロジェクト)	3-1(1) 成果の達成度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公司法の新旧条文及び草案との比較</li> <li>・主要改正点および関連法との整合性チェック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績(成果)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新旧法令条文及び草案等</li> <li>・研究会報告書、訪日研修資料等</li> <li>・中国側関係者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料レビュー</li> <li>・インタビュー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本プロジェクトは投入と活動のタイミング・規模が概ね適切であった。</li> </ul>
	3-2 因果関係(全サブプロジェクト)	3-2(1) アウトプット算出に十分な活動であったか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本側からの助言・提言内容及び研究会・訪日研修の内容に関連する改正条項の内容対比</li> <li>・活動内容に対する中国側関係者の評価等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績(活動、成果)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新旧法令条文及び草案等</li> <li>・研究会報告書、訪日研修資料等</li> <li>・中国側関係者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料レビュー</li> <li>・インタビュー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及セミナーの開催については、双方の日程調整が困難であった場面もあるが、併せて活動はスケジュール通りに実施され、プロジェクト目標の達成には十分であったと思われる。</li> </ul>
	3-3 タイミング	3-3(1) 投入が計画に沿って進められたか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初計画と投入実績の比較</li> <li>・立法計画と投入実績の比較</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象法令の立法・審議スケジュール</li> <li>・実績(投入)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投入実績</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料レビュー</li> <li>・インタビュー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての活動において中国側と事前に綿密な打ち合わせを行い、中国側のニーズを十分にくみ取った専門家の配置とチームの運営が行われた。</li> </ul>
	3-4 コスト(全サブプロジェクト)	3-4(1) 類似プロジェクトと比較してアウトプット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似案件の総投入コスト、研修1回当たりのユニットコスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総投入コスト</li> <li>・類似案件のアウトプット</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA 商務部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似案件終了時評価調査報告書</li> <li>・インタビュー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての活動において中国側と事前の打ち合わせを行い、同国の立法計画の進捗に合わせて活動が行われた。</li> <li>立法計画については、案件開始直後に改正公司法が成立したため、立法支援から執行支援に重点を置く活動に機動的にシフトした点は、効率性を高める要因となった。</li> </ul>



## 評価グッド(4/5)

項目	評価設問		判断基準・方法	必要なデータ	情報源	データ収集方法	調査結果
	大項目	小項目					
4 インパクト	4-1 上位目標の達成			関係機関の取り組み 関係機関の連携状況	・ 商務部等関係機関	・ インタビュー	公司法は2006年1月にすでに施行され、独占禁止法についても2007年8月に公布、2008年8月より施行される予定である。市場流通関連法については、小売業に関する商務部規則が改正され、さらなる立法作業が進捗している。これらは上位目標達成に向けた成果であり、プロジェクト実施によるインパクトが発現しはじめたといえる。
	4-2 因果関係(全サブプロジェクト)は乖離していないか	4-2(1) 上位目標とプロジェクト目標は乖離していないか	施行細則、規則等、制定される方向にあるか	関係機関の活動状況	・ 商務部等関係機関	・ 資料レビュー ・ インタビュー	施行細則、規則のみならず、支援対象以外の法律分野についても、整合性の確保の必要性の認識が高く、他の法律分野にも確実に望ましい波及効果を及ぼしている。プロジェクト実施の成果は上位目標の達成に確実に貢献すると思われる。
	4-2(3) 外部条件に変化はないか			外部条件変化の有無・変化の内容	・ 商務部等関係機関 ・ 専門家	・ 資料レビュー ・ インタビュー	訪日研修、セミナー、研究会に参加したCPおよび参与機関からの参加者は引き続き、所属機関において活躍している。参加者の一部はプロジェクト開始時より重要な役職に就いており、引き続き所属機関において知見を生かしている。
4-3 その他の波及効果			将来的な立法政策	将来的な立法政策	商務部等関係機関	・ インタビュー	訪日研修、セミナー、研究会における中国側参加者は、活動終了後に所属する各機関内において、報告書の作成、研究報告、論文発表を行うなど、実施された知的協力が波及効果をもたらしている。 日本企業向けの啓蒙セミナー及び意見交換会の実施は、在日日本企業担当者の関連法に関する理解を促進した。 全人代法制工作委員会、財政経済委員会、国務院法制辦公室、最高人民法院、証券管理監督委員会等からは、日本法の理解が促進された結果、継続的な日中法制協力が望まれること等が言及され、本プロジェクトのインパクトは大きかったといえる。

		インパクトの 総合評価		<p>         公司法は2006年1月にすでに施行され、独占禁止法についても2007年8月に公布、2008年8月より施行される予定である。市場流通関連法については、小売業に関する商標部規則が改正され、さらなる立法作業が進捗している。これらは上位目標達成に向けた成果であり、プロジェクト実施によるインパクトが発現しはじめたといえる。尚、本プロジェクトを通して日本法の理解が促進されたため、C/Pである商標部以外の参与機関に対するインパクトも大きかった。       </p>
--	--	----------------	--	--



## 評価グリップ(5/5)

項目	評価設問		判断基準・方法	必要なデータ	情報源	データ収集方法	調査結果
	大項目	小項目					
自立発展性(見込み)	5-1 政策・制度面	関連法令の整備・制度構築		・立法計画	・全人代 ・商務部等関係機関	・インタビュー ・資料レビュー	政策面では、中国政府が経済活動に係る立法・改正作業を引き続き優先課題としていることから自立発展性は高いと考えられる。
		5-2 組織面	5-2-(1) 協力終了後の組織的 活動継続能力	・研修終了者の処 遇 ・組織内研修計画	・商務部等関係機関 ・研究会・訪日研修 参加者	・資料レビュー ・インタビュー	組織面では、C/P機関である商務部が本プロジェクトを通じて、中国側他機関への影響力を確立し、省庁横断的なリエゾン能力を引き続き発揮している。商務部を通じて参加した専与機関同士のコミュニケーションツールも確立され、今後も法整備分野における調整能力は持続して高まることが予想される。
		5-2-(2) 実施機関のオ ナーシップ	今後の立法計画策定	・全人代立法計画	・商務部等関係機関	・資料レビュー ・インタビュー	実施機関、専与機関双方の立法・執行におけるオーナーシップは、立法主義意識が強いことにより、十分に発揮されている。
	自立発展性の 総合評価						法整備における立法・執行協力というものは、関連する各法分野への波及効果が高いことから、本プロジェクトを契機に他の多くの法分野への協力ニーズが顕在化している。法整備分野の特徴であるが、自立発展性が高まれば高まるほど、さらなる法制協力へのニーズが発現するため、プロジェクトの延長も含め、本分野における JICA の継続的な協カスキームへの取り組みが急務である。従って、本プロジェクトの成果を土台とした自立発展性は極めて高い。